

# インドネシアにおける政軍関係の変容 —2002年国防法及び2004年国軍法に注目して—

増原綾子

## The Transformation of Civil-military Relations in Indonesia: Focusing on the National Defense Law in 2002 and the Military Law in 2004.

Ayako MASUHARA

はじめに

長期にわたって軍部が政治に影響力を持つ権威主義体制が崩壊し、民主的体制へと移行しつつある国において軍部をどのように統制していくかという問題は、民主的な新政権にとって避けて通ることのできない問題である。インドネシアは、30年にわたって独裁的な支配を敷いてきたスハルト（Suharto）大統領が1998年5月に民主化運動で辞任した後、民主的体制へとゆるやかに転換しつつある。そして、このような民主化移行過程において同国の政軍関係もまたスハルト体制期とは大きく様変わりしている。

本稿では、スハルト体制期における政軍関係とポスト・スハルト期における政軍関係を、その法的側面から比較することを試みる。具体的には、ポスト・スハルト期の2002年に成立した国防法、及び2004年に成立した国軍法に注目し、これらの法律と、スハルト体制期において国軍の政治への関与を法的に支えてきた1982年国防法と1988年国軍法とを比較し、国防と国軍をめぐる法律がどのように変化したのか、そしてポスト・スハルト期のインドネシアが法制度の構築を通して政軍関係をどのように変えようとしているのかを

明らかにしていく。

## 第1節 インドネシア国軍の政治への関与——その始まりと展開

### 1. 独立戦争からスカルノの「指導された民主主義」期まで

インドネシア国軍は独立戦争の中で生まれた軍隊である。1945年8月、日本が連合国に降伏し日本軍政が終わると、インドネシアへの復帰を企図した植民地宗主国オランダに対抗するために軍隊がつくられた。誕生したばかりのインドネシア共和国政府が外交交渉による独立を進めようとしたのに対し、国軍はゲリラ闘争によって独立を勝ち取る方針を主張する。意見が対立する中で、共和国政府の国防大臣は国軍をコントロールの下に置くことができなかった。かくして、二度にわたるオランダの軍事侵攻に対して国軍はゲリラ戦を展開し、領土の大部分をオランダに占領されつつも何とか持ち堪えた。また、国軍は1948年の共産主義者の反乱（マディウン事件）を鎮圧し、これを米国に評価されたことで、以後、インドネシアは米国の後押しによりオランダとの間で外交交渉を再開し、1949年12月にオランダから主権を移譲された。

こうした独立過程における国軍の活躍は、国軍に「国家の守護者」としての強い自負を与えることになった。1948年のマディウン事件の際にオランダがこれに乗じて第二次侵攻を行い、スカルノ（Sukarno）大統領ら共和国首脳を拉致した際にも国軍は屈することなくゲリラ戦を続けたが、こうしたことは軍人に文民政治家に対する優越感を与え、「独立を導いたのは、自分達国軍である」という自己認識を与えることになった。

主権移譲後、インドネシアでは議会制民主主義が採用され、文民優位の原則の下に国軍の統制が試みられたが、上のような当時の状況を考えれば、国軍を文民統制の下に置くことが容易でなかったのは想像に難くない。新政権は文民統制の立場から軍組織と軍人事に介入しようとしたが、国軍側はそれ

に強く反発した。特に問題であったのは、国軍の合理化である。当時の国軍は独立戦争に従軍した多くの兵員を抱えていたが、国家の財政状況がきわめて厳しい中で政府が彼らの全てに給与を支払うことは難しかった。ゆえに政府は軍の合理化計画を打ち出したが、これに議会及び軍の内部から賛否両論が出て、1952年10月、計画をめぐる議会審議が紛糾する中で陸軍内の合理化推進派（「10月17日派」）の将校らが議会の解散を求めて示威行動を起こした（10月17日事件）。1955年6月、今度は軍人事で「10月17日派」に対して差別的な処遇を行った政府に対して陸軍内が一致団結し、内閣の陸軍参謀長人事を拒否、これをもって内閣は総辞職した（6月27日事件）。このように、政府は軍を組織・人事の面でコントロールしようとしたものの、それは破綻していった。

軍人の文民政府への信頼は同時に、政治の混乱や地方反乱によっても大きく損なわれていく。1950年から1957年までの8年間に首相は6交代わり、その度に政権与党はイスラーム系政党であるマシュミ（Masjumi）から国民党へ、国民党からマシュミへと代わった。議会では政党が乱立状態となり、1955年に初めて行われた総選挙においても世俗政党である国民党と共産党、イスラーム系政党であるマシュミとナフダトゥル・ウラマー（Nahdlatul Ulama）の4つの政党が議席を分け合い、過半数を占める政党は現れなかった。議会内で政党が対立し合い、内閣も頻繁に交代したことで立法や政策決定は滞った。さらに地方では、ジャワ人が中央政府を牛耳り、地方への予算配分に配慮しないとの不満が高まっていた。地方政府は地方軍管区とともに財源を確保するためにコブラのような輸産品の密輸を始めるようになった。そして、1957年、西スマトラや南スラウェシの地方軍管区司令部が中心となり、中央政府に反対する反乱を起こした。スカルノ大統領は戒厳令を公布してインドネシア国軍に反乱の鎮圧を命じる。また、議会制民主主義に批判的だった彼は、1959年に1950年暫定憲法を廃棄して、大統領に強い権限を与える1945年憲法への復帰を一方的に宣言し、自ら実権を握って「指導された民

主義」(Demokrasi Terpimpin) と称する政治を開始した。

地方反乱はほどなくして国軍により鎮圧されたが、内政の大きな混乱は軍内に文民政府に対する強い不信を生み出した。ナスティオン (Abdul Haris Nasution) 陸軍参謀長は、1958年に「中道構想」を発表したが、その中で彼は「インドネシア国軍は、欧米におけるような政治の道具でもなく、ラテン・アメリカのような軍事政権でもない、中間の道を行く」と述べ、国軍は国防治安勢力であるのみならず、社会政治勢力でもあるとした上で、軍が政治に関与していくことを示唆した。地方反乱の鎮圧で影響力を拡大していた軍は、「指導された民主主義」体制下で自らの代表者を議会に送ることに成功した。同時に、地方における反政府活動や共産主義勢力の浸透を監視・阻止するために「領域管理」を提唱し、行政単位に沿う形で末端の農村部にまで軍管区を設置した。

この時期にその萌芽が生まれ、のちのスハルト体制期に権威主義的支配を支える役割を果たすことになったのは、軍の政治への関与と領域管理だけではない。いわゆる「軍ビジネス」が始まったのも、1950年代末から1960年代前半にかけてである。左翼的思想に共鳴していたスカルノ大統領は、反帝国主義・反植民地主義をスローガンに、オランダを初めとする欧米諸国が所有する企業・農園を接収した。そして、彼は国軍の支持を得るためにそれらの企業や農園を軍の所有下に置くことを認めたのであった。軍はこうした企業・農園から来る収入によって少ない軍事予算を補填しただけではなく、労組・労組連合を軸に急速に勢力を拡大していた共産党に対抗するために、接収した企業や農園で経営側と融和的な軍系の労組・労組連合を設立した。

## 2. スハルト体制期

1960年前後から始まった軍の政治への関与、ビジネスへの関与、領域管理は、1965年の9・30事件後に成立したスハルト体制において確立・発展することになった。共産主義系の中堅将校が反共の国軍高官6人を拉致・殺害し

た9・30事件後、インドネシアでは全土で共産主義者の大粛清が行われ、50万人とも100万人ともいわれる人々が殺害されたが、9・30事件の鎮圧に成功したスハルトは議会の強い支持を受けて、1968年、第2代大統領に就任した。

スハルトは軍内における権力を確立しつつ、軍を後ろ盾として政治権力を固めていった。軍の支持を確保し続けるために、スハルトは軍に対してその既得権を維持・拡大した。1950年代末にナスティオン陸軍参謀長が提唱した軍の社会政治機能を「国軍の二重機能」(Dwi Fungsi ABRI)として定式化し、1973年に開催された国民協議会総会で「社会勢力としての国軍は、イデオロギー、政治、経済、社会、文化の開発を実行することに責任を持つ」との文言を国策大綱の中に盛り込み、1982年に制定された国防法には「社会勢力としての国軍」の条項(第28条)を、1988年に制定された国軍法には「国防治安勢力及び社会政治勢力としての国軍の二重機能」(第6条)を盛り込み、それを法制化した。

「二重機能」の定式化と法制化を背景に、軍はスハルト政権の政策決定過程に大きく関与するようになり、閣僚、政府・省庁の高官、州知事・県知事など地方自治体首長ポスト、国営企業高官、大使・公使など様々な行政ポストに現役や退役の軍人が就くようになった。中央の国会と国民協議会、地方議会でもそれぞれ議席の一部を占めるようになり、任命制で選ばれた現役・退役の軍人によって国軍会派が形成され、与党ゴルカル会派とともに政府系会派を構成して政府の法案・政策を支持した。

スハルトは軍出身ながら軍事に関わる予算を低く抑えたが、予算を抑制する代わりに、軍が自由にビジネスを行い、資金を自己調達することを許した。国軍司令部を初めとして、国軍を構成する陸軍、海軍、空軍、国家警察傘下には数多くの財団が設立され、財団の資金は軍系企業のビジネスのために使われ、軍系企業は華人系企業とも癒着しながら、ビジネスを拡大した。アチェ、東ティモール、パプアといった分離独立運動が行われていた紛争地域ではしばしば軍事作戦が展開され、一般市民も含む多数の人権侵害事件が軍

によって行われたが、それだけではなく当該地域の軍管区司令部は地域の政治や統治にも関与した。こうした地域で軍は、市民から違法な通行税を徴収し、木材や阿片の密輸に携わり、石油・天然ガス、その他の鉱物資源を採掘する多国籍企業から警備料を名目に多額の資金を受け取り、軍の「予算外資金」とした。

軍はまた、国民に対する抑圧装置としての役割も果たした。大統領に意思決定の権限が集中し、大統領の親族や側近、華人系政商や軍の高官がビジネスの利権を握って巨額の富を得るという政治経済の仕組みは、当然ながら国民の強い批判の的となったが、政府批判、特に大統領や軍の「二重機能」に対する批判は禁じられた。それでも、1970年代前半から1980年代半ばにかけては学生運動やイスラーム団体によって政権批判が展開されたが、彼らは逮捕・拘禁され、ときには軍によって殺害されることもあり、政府批判は影を潜めていった。1990年代になると、今度は労働運動の幹部や野党・民主党の支持者が殺害されるという事件が起り、やはり軍の関与が指摘されている。このように、紛争地域での激しい暴力を伴った軍事作戦においても、政府批判勢力や一般市民に対する暴力においても、一貫して国民に対する抑圧装置としての役割を負ってきたのは軍であった。

スハルト体制期後半には次第に行政・政治ポストへの軍人の出向も減っていったが、国軍は依然としてスハルト大統領のパートナーであり続けた。スハルトによる政治的・経済的特権の付与は軍の組織的利益に適うものであり、彼らの「二重機能」としての役割はスハルト体制を30年間維持し続けることに大きく貢献した。こうしたスハルトと軍の同盟関係は、スハルト大統領が辞任するまで続いた。

## 第2節 ポスト・スハルト期の政軍関係——変化とその解釈

### 1. ハビビ大統領からユドヨノ大統領まで

民主化運動によってスハルト体制が崩壊すると、インドネシアの政軍関係にも大きな変化が起こることになった。政変の際に軍はスハルトを全面的に守る立場もとらず、かといって民主化勢力に与するということもなかった。軍高官の間にはライバル関係に端を発する亀裂があり、政変で軍は政治的イニシアチブをとることができなかつたのである。それによって国軍はスハルト辞任後、民主化の流れの中で劣勢に立たされた。国民の間でスハルト体制期における軍の人権侵害、政治的経済的既得権に対する批判が噴出したことで、国軍は民主化を支持し、軍内改革の実行を国民に約束せざるを得なくなった。

しかし、スハルト大統領の辞任を受けて副大統領から昇格したハビビ (Baharuddin Jusuf Habibie) 大統領は、旧政権与党であったゴルカル (Golkar) に政治基盤を置く技術官僚出身者であり、軍高官との間に強いコネクションを持たなかつた。ゆえに、スハルト時代の軍の政治的影響力の強さと、自らの軍とのつながりの弱さを自覚していた彼は、軍の改革をそれ自身に任せるという姿勢をとり、軍組織への干渉と受け取られかねないような改革要求や組織的・人事的措置は行わなかつた。軍はこのハビビの姿勢を肯定的に受け取りつつ、東ティモールやアチェといった紛争地域から撤兵し、スハルト時代の人権侵害を謝罪し、「二重機能」の見直しを発表した。1998年10月に軍は「新パラダイム」を発表し、軍人の非軍事的ポストへの出向と国会における国軍議席を廃止し、国軍から警察を分離して、軍・警察双方の役割をそれぞれ設定するといった改革案を打ち出した。1999年3月には14項目から成る改革案を示し、上記の項目に加えてスハルト時代以来のゴルカルとの関係を切り、選挙での中立を約束した。

軍は自らの改革に積極的に取り組んでいるかのように見えたが、1999年1

月にハビビ大統領が東ティモールの住民に対してインドネシアからの独立かインドネシアに留まるかを選択させる住民投票の実施を決めると、軍の姿勢には変化が生じるようになった。住民投票の実施によって独立派が勝利することを懸念した軍高官はハビビ大統領の知らないところで秘密裏にインドネシア残留派が勝利するように政治工作を開始し、8月の住民投票の際には独立派の勝利という投票結果を受けて、国軍の支援を受けた民兵集団が大規模な騒乱を起し、多数の犠牲者を出した。ハビビ政権は、住民投票をめぐる東ティモールが騒乱状態に陥ったことを国際社会から批判され、同時に独立派の勝利に対して議会や国民から批判され、国内外から支持を失った。そして、ハビビ大統領は同じ年の10月に開催された国民協議会総会で信任されず、事実上、大統領を解任された。

ハビビの後を受けて国民協議会総会で大統領に選出されたアブドゥルラフマン・ワヒド (Abdurrahman Wahid) 大統領は、ハビビ大統領が軍を「放任」したことが東ティモールでの騒乱につながったとの反省から、ハビビが手を付けなかった軍の人事に手を付け、人事を通じて軍をコントロール下に置こうとした。国軍内で強い影響力を持っていたウィラント (Wiranto) 国軍司令官を退役させて、政治治安担当調整大臣に就任させることで彼を軍から引き離し、その4カ月後には国軍司令官時代に東ティモール騒乱に関与したことを理由に、ウィラントを閣僚から解任した。また、独立以来、陸軍が占め続けてきた国軍のトップポストである国軍司令官ポストに初めて海軍の将校をあて、同様にそれまで軍人出身者が占めてきた国防大臣ポストに文民を起用した。さらにワヒドは、軍内で「改革派」を構成していた数少ない将校グループを昇進させ、軍の重要ポストに据えるという異例の人事を行ったが、この人事は軍内に大きな反発を呼んだ。「改革派」とは異なるグループの将校ら——「保守派」あるいは「強硬派」などと呼ばれていた——は、大統領の人事は軍組織への干渉であり、特定の立場の将校を昇進させ、重要ポストに据えるのは偏った人事であると不満を募らせた。



ワヒド大統領は国内最大のイスラーム団体であるナフダトゥル・ウラマーの執行部議長であり、人権と多元主義を重んじるワヒドが大統領に就任したとき、国内からも海外からも大きな期待が寄せられた。しかし、ワヒド大統領は歯に衣着せぬ物言いとコンセンサスを度外視した政策決定スタイルから次第に「ワンマン」と批判されるようになった。ワヒドに近い政党は議会内で少数政党であったため、本来ならば大統領選出時に支持を得た他の政党と融和的な政権運営を進めなければならなかったにもかかわらず、他党の閣僚を次々と解任し、自らの不正資金受領疑惑を追及しようとする議会と激しく対立した。そして、ワヒド大統領は議会との対立で大統領罷免の危険に晒される中で、軍や警察を自らの権力維持に使おうとする。2001年4月、国会が大統領罷免手続きに則って2回目の覚書を提出すると、ワヒド大統領は非常事態宣言の発布と国会凍結の意向を表明、国軍に対して執行を求めた。しかし、エンドリアルトノ（Endriartono Sutarto）国軍司令官はこの要請を拒否する。7月に大統領罷免のための国民協議会総会が招集されると、今度は大統領は警察長官に非常事態宣言の執行を命じたが、警察長官からも拒否され、長官を更迭し、新たに任命した長官代理に執行させようとした。しかし、警察組織全体からこの人事を拒否され、結局ワヒド大統領は国民協議会総会で罷免された。こうした一連の過程で軍と政府の関係は最悪となり、ワヒド大統領が重要ポストに据えた改革派将校も失脚したことで軍の改革は停滞することになった。

ワヒド大統領の罷免により副大統領から昇格したメガワティ（Megawati Sukarnoputri）大統領は、エンドリアルトノ国軍司令官、リヤミザード（Ryamizard Ryacudu）陸軍参謀長ら軍内で保守派を構成していた将校を重用した。インドネシアはこの時期、アチェ、パプア、マルク、中部カリマンタン、中部スラウェシといった地方で分離独立運動や住民抗争が絶えず、「インドネシア解体」が危ぶまれていた。独立の英雄であり、初代大統領であったスカルノを父に持つメガワティは、インドネシア解体の危機への対処

を国軍に委ね、メガワティ期のインドネシアではアチェで軍事作戦が展開され、パプアでは分離独立派の指導者が軍特殊部隊の将校によって暗殺されるなど、紛争を力で解決しようとする動きが復活した。分離独立運動を地方自治の付与や交渉で解決することも試みられたが、「交渉がうまく行かないのであれば、力による解決も已むを得ない」との点で大統領と軍の考えは一致しており、軍事作戦の実施によって結局、大統領は軍のいいなりになったのではないかと評価された。メガワティ大統領の下で、国軍改革のイニシアチブは影を潜め、病気を理由に国防大臣が辞任すると国防大臣ポストは空席のまま放置された。

大統領と軍との個人的関係は回復したものの、国軍改革は停滞し、軍は治安維持を理由にスハルト時代を彷彿とさせるような軍事作戦を敢行し、活動家の暗殺に関与し、その政治的影響力は高まった。しかし、このような状態の中で2004年10月に成立したユドヨノ（Susilo Bambang Yudoyono）政権の下で、むしろ国軍に対する文民統制は大きく改善していくことになる。ユドヨノ大統領は軍内で最も強硬な態度を示していたリヤミザード陸軍参謀長を交代させ、穏健派の陸軍参謀長、国軍司令官を据えた。2005年のアチェ和平協議の際にもそれまで軍事作戦を展開していた軍は和平に反対を唱えることなく、和平合意後は手続きに従ってアチェから兵を引いた。政治的な問題には常にその意見を表明し続けてきた軍高官の態度と行動は大きく様変わりし、軍高官がメディアに上る頻度は格段に下がっていった。国会における国軍会派は2004年10月をもって全廃され、1950年代後半から軍が所有してきた企業も放棄されつつある。ユドヨノ期の政軍関係は、ハビビ期・メガワティ期のような放任主義に基づく安定でもなく、ワヒド期のような軍人事への干渉による対立に彩られることも無く、安定した状態で文民統制が徐々に進んでいるというのが大方の見方となった。

## 2. 政軍関係の変化をめぐる解釈

ユドヨノ政権期になって、なぜ文民統制は進んだのだろうか。ポスト・スハルト期におけるインドネシアの政軍関係に関する先行研究は数多くあるものの、スハルト体制崩壊後の最初の5年間に分析の中心を据えたものが多い。代表的なものとしては、インドネシアの政軍関係の歴史の変遷を追いながらスハルト辞任後の国軍の改革への取り組みや、ハビビ政権期及びワヒド政権期における政軍関係を説明したビルフェール・シン（Bilveer Singh）及びアリフ・ユリアント（Arif Yulianto）の著書<sup>（注1）</sup>、アブドゥルラフマン・ワヒド大統領と国軍との関係に焦点をあてながら政軍関係の行き詰まりを説明したデウィ・フォルトゥナ・アンワル（Dewi Fortuna Anwar）他の著書及び本名純の論文<sup>（注2）</sup>、メガワティ政権期までの政軍関係をカバーしながら国軍改革の後退と文民統制の弱体化について分析した本名純の論文及びスカルデイ・リナキット（Sukardi Rinakit）の著書<sup>（注3）</sup>などがある。

ユドヨノ政権期も含めてポスト・スハルト期の政軍関係の動向を最も包括的かつ詳細に扱っている研究がマーカス・ミーツナー（Marcus Mietzner）の著書<sup>（注4）</sup>である。彼は、政軍関係とイスラーム・ポリティクスとに注目し、軍の政治への介入を左右するのは、イスラーム・ポリティクスの在り方、すなわちイスラーム団体間・イスラーム政党間の協調・対立関係であると主張した。つまり、イスラーム団体の間で及びイスラーム政党の間で対立関係が高まり、政治が混乱すると、対立する双方が軍に支持を求め、結果的に軍の政治への関与が強まり、イスラーム団体の間の及びイスラーム政党の間の関係が融和的となり、政治が安定すると、軍に支持を求めるようなこともなくなり、その結果として軍の政治への関与が弱まるという仮説である。ミーツナーによると、とりわけこの仮説が当てはまるのがワヒド政権期とユドヨノ政権期である。ワヒド政権期においてはイスラーム団体及びイスラーム政党間の対立が激しく、政治は混乱し、対立関係の中で政党は支持を得ようと軍にはたらきかけ、その結果、軍は政治に巻き込まれた。他方で、ユドヨノ

政権期においてはイスラーム政党間及びイスラーム団体間の対立関係が和らいだことで、その結果、こうした政党や団体は政治的影響力を強めるために軍にすり寄る必要がなくなり、軍が政治に巻き込まれることも少なくなったという（注5）。

ユドヨノ政権期における政軍関係の安定化についてミーツナーが挙げるもう一つの理由は、ユドヨノ政権の正統性の高さである（注6）。ユドヨノ大統領の前の大統領のうち、初代大統領のスカルノから第5代大統領メガワティまで、国民の直接選挙によって選ばれた大統領はいなかった。スカルノは民族主義運動の英雄としてインドネシアの独立とともに初代大統領に選ばれた。第2代のスハルト大統領と第4代のワヒド大統領は国民協議会総会による選出であり、第3代のハビビ大統領と第5代のメガワティ大統領は副大統領からの昇格であった。2004年にインドネシアで初めて大統領直接選挙制が導入され、その選挙で国民から直接選ばれたユドヨノは、正統性や国民からの支持という点では他の大統領より格段に高かったといえる。ユドヨノは陸軍出身者であったが、国民からの支持が強ければ、政治的に軍に依存する必要はなくなる。

ミーツナーの議論を中心に、ポスト・スハルト期の政軍関係に関する先行研究を挙げたが、これらの先行研究には共通する特徴がある。一つには、政軍関係を論じる際に大統領と国軍との関係性にもつぱら注目し、議会との関係性に注目した研究がほとんどないということである。歴史的に見ても、インドネシアにおいて軍の統制の主体は常に大統領であり、大統領と軍の関係を見ることは当然と言えば当然である。しかし、ポスト・スハルト期において台頭した政治アクターである議会に注目することで、政軍関係の異なる側面に目を向けることも必要であろう。もう一つは、政軍関係をめぐる法制度を扱った議論がほとんどないということである。これは、上で挙げた議会への注目の低さと表裏一体となっていると言えよう。

スハルト体制期のインドネシアでは、法規定の曖昧さをもって権力者の恣

意的な支配に利用するということが常態として行われてきた。権限の範囲を明確にし、権力を抑制するという、法の持つ重要な側面が軽視されたことで、スハルト大統領の権力はほとんど規制されることなく、独裁は助長された。スハルトを30年以上にわたり支えた国軍についても同じことが言える。国軍の役割は「二重機能」ドクトリンとして正当化され、軍は国防治安機能のみならず社会政治機能を持つものとして法的に定められたが、その社会政治機能として軍にどういった権限と責任を与えるのかは規定されなかった。きわめて曖昧に定められた社会政治機能は軍に対して広い範囲の権限と任務を容認することになり、軍人がインドネシアの政治経済領域に広く進出し、社会生活のあらゆる場面でその存在感・影響力を拡大させることを許した。

スハルト退陣をめぐる政変過程で議会が台頭したことで、その後の民主化は、4回にわたる憲法改正を中心として、議会による法改正・法整備を通じて行われるようになった。また、法の支配を確立することの重要性も言及されるようになった。民主的国家においては、法は恣意的な権力の行使を抑制するための道具になると同時に、法による制度設計は政治アクター間の権力関係と政治ゲームのルールを規定する重要な手段の一つになる。ポスト・スハルト期のインドネシアにおいては、国防をめぐる諸アクター間の関係性を規定するために、2002年には国防法が、2004年には国軍法が制定された。この二つの法律のうち、特に後者については文民統制を確立する上で決して十分なものではないとの批判がなされてきたものの、これらが、スハルト期のように「野放し」状態になっていた国軍の権力行使を抑制するために制定されたものであることは確かである。国軍法は2004年10月に成立、施行されたが、それはユドヨノ政権の成立とまさに同時期であった。これらの法律がユドヨノ政権下での文民統制の進展に貢献したのではないかとの立場から、本稿では2002年国防法と2004年国軍法の内容を検証し、スハルト時代の1982年国防法と1988年国軍法と比較して、どのような変化があったのかを以下で明らかにしていきたい。なお、2002年国防法と2004年国軍法の日本語訳を、本

論文の末尾に付録として添付した。適宜、参照してほしい。

### 第3節 2002年国防法と2004年国軍法——1982年国防法と1988年国軍法との比較の視点から

#### 1. 1982年国防法と2002年国防法

1982年国防法の正式名称は「国防治安の主要規定に関する法律1982年第20号」であり、インドネシアが独立間もない頃に制定された1954年国防法を改正して制定されたものである。1988年に条文のごく一部が改正された。2002年国防法の正式名称は「国防に関する法律2002年第3号」である。1982年国防法は全43条、2002年国防法は全29条である。

##### (1) 国防の本質・目的・機能

1982年国防法では国防の本質を全国民が参加する「全国国防治安システム」と定義し（第1条第1項、第4条）、国防の基礎要素である国民に対して軍事訓練を課すことの重要性を法律の中で再三にわたり明記している（第10条a、第11条、第18条、第20条）。また、インドネシア国民の間に民族的精神と愛国心を醸成し、国家原則であるパンチャシラ<sup>(注7)</sup>と1945年憲法への忠誠を持たせることこそ、国防にとって必要であると謳う（第1条第2項、第6項、第5条、第9条a）。それに対して、2002年国防法では、国防システムの全体性や包括性は言及されるものの（第1条2、第2条）、全国民が参加する「全国国防治安システム」や民族的自覚と愛国心といった表現は消え、代わりに国防が民主主義、人権、公共の福祉といった原則に基づくことが強調されており（第3条第1項）、民主化後のインドネシアにおける価値観の転換が国防法にも反映されている。

##### (2) 脅威認識

脅威認識については、各々の法律に付属する解説の中で述べられている。1982年国防法では、独立戦争時のオランダによる第一次侵攻・第二次侵攻が

外的脅威として挙げられている以外は、もっぱら国内的脅威が挙げられている。インドネシア国家の統一に対する脅威としては、分離独立運動である南マルク共和国運動、アンディ・アジズの反乱、自由バプア運動が挙げられ、パンチャシラ国家としてのインドネシア政府に対するイデオロギー的脅威としては、共産主義者の反乱であるマディウン事件、9・30事件、イスラーム国家樹立運動であるダルル・イスラーム運動が挙げられ、そして1945年憲法——スハルト大統領の権力維持にとって必要であると認識されてきた——を改正しようとするいかなる動きも国家的脅威であることが明記されていた（解説6）。これらを見ると、スハルト政権が国外というよりはむしろ国内から脅威が来ると考えていたことがわかる。

これに対して、2002年国防法では過去にインドネシアが経験してきた反乱や分離独立運動を具体的に列挙するという表現をとらない。2000年の国民協議会総会で国軍から警察を分離し、国軍は国防を、警察は治安維持を担うとの役割分担が定められたことで、脅威認識においても、他国による攻撃や武装集団の派遣、領域侵犯、スパイ活動などが、想定される脅威として挙げられるようになった（第7条第2項 a, b, c, d）。ただし、同時に国内のテロ組織によるテロ行為や武装反乱、国内の社会集団間の武力紛争も挙げられ、それらは国軍が対処すべき対象であることが明記されている（第7条第2項 e, f, g）。背景には、民主化後のインドネシアで次々と起こった、分離独立運動の再燃（東ティモール、アチェ、バプア）、宗教間の抗争（マルク）、エスニック集団間の抗争（カリマンタン）、国際的なテロ・ネットワークと結び付いたバリ島爆弾テロ事件などの暴力行為があり、軍事的脅威は依然として国内から来るとの認識を政治エリートが強く持っていることを裏付けている。

### （3）国軍の機能・任務

1982年国防法では国軍の「二重機能」ドクトリンに基づいて、国軍は国防治安勢力であると同時に社会勢力でもあることが明記されていた（第26条）。

そして、社会勢力としての国軍は他の社会勢力とともに社会を活性化・安定化させるための主体であり（第28条）、また国家開発の基礎的資本の一つであり（第26条解説）、パンチャシラと1945年憲法の忠実な庇護者でもあった（第28条解説）。このように、国軍の社会的任務はきわめて広く、不明瞭に定義されていたため、いかようにも解釈が可能になっていた。国軍の国防治安維持機能についての言及もシンプルであり、これもまた条文の表現を曖昧にすることによって、その機能を幅広く解釈できるようにしたものと考えられる。

これに対して、2002年国防法では国軍の社会勢力としての機能は削除された。そして、国防治安維持任務から「治安維持」が落ちて国防任務となり、その内容は具体化された。国防任務として国軍が行う軍事作戦は「戦争のための軍事作戦」と「戦争以外の軍事作戦」の二つに大別され、特に後者については、社会奉仕活動（civic mission）、社会的治安秩序維持における警察への支援、文民政府への支援、航海・航空の安全確保、捜索救援活動の支援、避難支援、自然災害の被害への対処（第10条第3項c解説）と列挙されている。国軍の任務は「国防任務」になったにもかかわらず、本来は警察に任されるはずの治安維持に関する任務が盛り込まれていることがわかる。それでも、全体として見れば国軍の役割・任務は、スハルト時代と比べれば、はるかに明確化したと言える。

#### （4）国防をめぐる諸アクターの権限と役割分担

1982年国防法では、大統領は国防治安の管理運営の最高権力と陸・海・空軍・警察の四軍を指揮する上で最高権力を持ち（第35条第2項）、国防治安政策を決定する（第35条第3項）と定められ、これは大統領に幅広く権限を与えた1945年憲法と符合していた。憲法上、大臣は大統領の補佐に過ぎなかったため、国防治安大臣の役割は国防治安の管理運営面での大統領の補佐であった（第36条）。また、国軍司令官は国軍の指揮権の行使における大統領の補佐役であり（第37条第2項）、国防治安政策を決定する上での補佐役は大統領によって設置される国防治安評議会であった（第35条第3項）。解



説では、指揮権において国軍司令官は大統領に直接責任を負うと定めており、同時に国防治安大臣は政治的ポストではなく、軍事に関する詳細を掌握していることが条件として必要であることが明記され（解説d）、国防大臣ポストには軍人が就くべきことが示唆されていた。スハルト時代、国防治安大臣が軍人でなかったことはなく、しかも国軍司令官が国防治安大臣職を兼任することもあった。大統領への国防治安権限の集中と大統領の補佐役としての国軍司令官ポストの重要性が法律にも反映されていたと見ることができる。

2002年国防法では、上のような大統領への国防権限の集中が抑制された。1982年国防法における「最高権力」という表現はなくなり、「～の権限を持つ」という表現に加えて「その責任を持つ」という表現が併記されるようになった。大統領は国防システムの管理運営の権限を有し、その責任を負い（第13条第1項）、国防システムの計画・実施・監視の指針となる総合的な国防政策を決定する（第13条第2項）。また、国軍を出動させる権限を有し、その責任を負う（第14条第1項）。このように大統領の権限と役割は、その責任とともに明確化された。さらに、大統領の出動権は国会の同意を得なければならないことも条文として盛り込まれた（第14条第2項）。緊急事態の際に大統領は国会の同意を得る前に国軍を直接的に出動させることは可能であるが（第14条第3項）、しかしその際にも大統領は出動決定後、48時間以内に国会に同意を求める必要がある（第14条第4項）。そして、国軍の出動に国会が同意しない場合には、大統領は出動を中止しなくてはならない（第14条第5項）。

大統領はまた、国軍司令官を任命し、国軍司令官の提案に基づいて各軍参謀長の任命を行う権限を有するが（第17条第1項、第3項）、国軍司令官の任命については国会の同意を得ることも定められた（第17条第1項）。つまり、大統領の国防及び国軍に関する最も重要な権限である出動権と人事権が、国会によってチェックされることになったのである。これらの条項の持つ意義は決して小さくはない。実際に、2002年国防法第17条に基づいて、国会は

2004年9月にメガワティ大統領が退任直前にリャミザード陸軍参謀長を国軍司令官に任命しようとした試みを阻止している。軍内最強硬派と言われたリャミザードが国軍司令官になっていれば、ユドヨノ大統領による軍のコントロールは難しくなっていたはずであった。

2002年国防法では、国防大臣と国軍司令官の役割も具体的に明記されるようになった。国防大臣は、国防省を統括し（第16条第1項）、総合的国防政策の策定で大統領を補佐し（第16条第2項）、総合的国防政策に基づいて国防の実施に関する政策を決定し（第16条第3項）、国防白書を作成して、国防分野における二国間・地域的・国際的協力政策を決定し（第16条第4項）、国軍及び他の国防要素が必要とする兵力の使用及び、予算、調達、人員採用、国家資源の管理運用、防衛技術・防衛産業の整備に関する政策を決定し（第16条第5項、第6項）、他の省庁・政府機関と協力して国防のための国家資源の管理運用に関する戦略計画を策定・実施する（第16条第7項）。

国軍司令官は、国軍を指揮し（第18条第1項）、戦略計画・軍事作戦・軍事的職務と軍事力の整備を行い、警戒態勢をとり（第18条第2項）、軍事作戦を実施する上で全ての国防要素を使用する権限を有する（第18条第3項）。国防要素の使用において国軍司令官は大統領に責任を負い、国防大臣と協力して国軍の必要物資を補充する（第18条第4項）。また、国防機関の権限外の非軍事的脅威に直面した場合には、担当機関と調整してこれに対処する（第19条）。国防政策は国防大臣が担い、指揮及び軍事作戦上の軍事力の使用は国軍司令官が担うとの役割分担が定められた。

また、総合的な国防政策を策定する上で設置される国防評議会（1982年当時の名称は国防治安評議会）については、1982年国防法では、大統領を議長とし、国防治安大臣、国軍司令官、三軍の参謀長、警察長官、その他関連する省庁・政府機関のトップで構成されると定められていた（第35条第4項）。それに対して、2002年国防法では、国防評議会は議長としての大統領と常任委員・非常任委員で構成され（第15条第4項）、常任委員は副大統領、国防

大臣、外務大臣、内務大臣、国軍司令官といった政府と軍の高官から成っていたが（第15条第5項）、非常任委員は国防分野の専門家・社会団体や市民団体の代表者といった非政府系の人間を含む構成となった（第15条第7項解説）。軍事色が強く、閉鎖的な色合いが強かった国防評議会の性格を薄め、文民色を強くして、民間人を参加させることを定めている。

2002年国防法には、1982年国防法にはなかった監視の条項も加わった。上述した通り、大統領による国軍の出動と国軍司令官の任命には国会の同意が必要であるとの条項が加えられたが、それ以外に、国会は国防政策一般の実施に関して監視を行い（第24条第1項）、国防の実施及び管理に関する情報を求めることができる（第24条第2項）との条項も入った。国会による国防権限のチェックと監視という、民主化時代の要請に沿った内容の条文となった。

## 2. 1988年国軍法と2004年国軍法

1988年国軍法の正式名称は「インドネシア国軍軍人に関する法律1988年第2号」であり、2004年国軍法の正式名称は「インドネシア国軍に関する法律2004年第34号」である。名称からわかる通り、1988年国軍法は正確には国軍軍人に関するものであり、その点で2004年国軍法とは性格は若干異なるが、2004年国軍法は1988年国軍法に取って代わるものとして制定されたため、ここでは1988年国軍法を2004年国軍法の比較対象とする。1988年国軍法は全45条、2004年国軍法は全78条であり、条文は大きく増加している。というのも、1988年国軍法は軍人の徴募や任官、教育、階級や昇進、除隊や免職、福利厚生、刑事規定などで構成されており、2004年国軍法にあるような国軍の権限や任務に関する具体的な規定はなかったからである。また、2004年国軍法では以上の項目に加えて、国軍のアイデンティティ、組織、兵力の出動・使用、禁止事項、国防予算などに関する条項が盛り込まれた。

### （1）国軍のアイデンティティ

この条文は1988年国軍法にはなかったものである。その前文とともに、

2004年国軍法第2条では国軍によって立つ価値として民主主義、文民優位、人道的権利が明記され、専門職業主義（プロフェッショナリズム）に基づく軍隊を目指すことが謳われている（前文d、e、第2条d及びその解説）。「文民優位」の文言は、審議の過程で軍側が抵抗を示してきた表現であったが<sup>8</sup>、この言葉が法律に盛り込まれたことは文民統制の立場からは重要である。

## （2）脅威認識

1988年国軍法には脅威認識に関する条項はない。2004年国軍法では第7条第1項の解説の中で脅威が列挙されており、そこでは2002年国防法に盛り込まれた脅威に加えて、新たに海賊行為、武器・爆発物などの密輸、密漁・海洋資源を盗む行為が挙げられており（第7条第1項g）、インドネシア海域における海賊・密貿易・密漁などの多発を受けて加えられたと考えられる。

## （3）任務

1988年国軍法には規定のなかった国軍の任務については、2002年国防法において規定されたが、2004年国軍法ではさらに詳細に定められている。特に「戦争以外の軍事作戦」の条項は拡充された。武装した分離主義運動の鎮圧、武装した反乱の鎮圧、テロ活動の鎮圧、国境地域の治安維持、戦略的かつ死活的に重要な国家的対象の安全確保、外交政策に従った世界平和任務、大統領・副大統領とその家族の安全確保、防衛地域とその支援勢力の活性化、地方における統治任務の支援——特に自然災害対策、インフラ復旧、ストライキや社会紛争への対処——、治安秩序維持任務における国家警察の支援、外国の要人・賓客の警護の支援、自然災害における避難支援・人道支援、事故における捜索救援活動の支援、海賊・密輸に対する航海・航空の安全確保の支援である（第7条第2項b及びその解説）。

1988年国軍法では「二重機能」に基づいて国軍には国防治安機能及び社会政治機能を担うことが明記されていた（第6条）が、2004年国軍法ではその条文は削除された。

#### (4) 組織

1988年国軍法では、国軍司令官及び三軍の参謀長、国家警察長官の任命は大統領が行うと定められていた(第23条第1項)。国軍司令官の任免については2002年国防法で国会の同意が定められたが、2004年国軍法では一連の任命及び任命同意手続きが細かく規定されることとなった(第13条第2項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項、第9項)。特に、国軍司令官ポストは三軍の参謀長経験者による持ち回りで任命され得ると規定され(第13条第4項)、スハルト時代を通じて陸軍が占め続けてきたポストが海軍、空軍にも開かれることとなった。また、「国軍司令官の任免は国軍の組織的利益に基づいて行われる」とあり(第13条第3項)、大統領や国会が政治的意図をもってその任免権や同意権を濫用することを牽制している。政治に介入されまいとする軍側の意思を反映しているが、組織的利益を盾に国軍司令官の任免を拒否する軍側の口実にもなり得る、問題を孕んだ条項である。

国軍を指揮し、国防政策を実施する上で国軍司令官には広範囲の権限が与えられてきたが、その役割は新しい法が制定されるたびに明確化する方向にある。1982年国防法では、国軍司令官は、指揮権における大統領の補佐(第37条第1項)、国軍司令部の統率(第37条第2項)、国防力の整備・使用(第37条第3項)、国防大臣の補佐(第37条第4項)などと大まかにしか規定されていなかったが、2002年国防法では、国軍の指揮(第18条第1項)、軍事作戦を実施する上での国防要素の使用(第18条第3項)、戦略計画・軍事作戦・軍事力の整備(第18条第2項)、必要物資の補充(第18条第4項)、2004年国軍法では、国軍の指揮(第15条1)、国防政策の実施(第15条2)、軍事戦略の実施と軍事作戦の遂行(第15条3)、国軍ドクトリンの発展(第15条4)、軍事力の使用(第15条5)、軍事力の整備(第15条6)、国防政策の立案における国防大臣への助言(第15条7)、調達面における国防大臣への助言(第15条8)、国防上の国家資源の管理運用計画における国防大臣への助

言（第15条9）、国防の予備要素の使用（第15条10）、国防の補助要素の使用（第15条11）と定められた。これは、国軍司令官の権限が増えたことを意味するのではなく、もともと国軍司令官の権限は幅広く、しかも曖昧にしか規定されていなかったため、それらを具体的に明示することでその権限の範囲を明確にしたと理解することができる。また、2004年国軍法では各軍参謀長は国軍司令官の補佐役であると定められ（第16条2、3）、国軍司令官と各軍参謀長の権限には大きな相違があることがより明瞭となった。

#### （5）軍人の禁止事項

2004年国軍法では軍人が政治やビジネスに関わることを禁じた。これは国軍の「二重機能」における社会政治的役割の廃止を法的にも定めたものと見ることができる。政党黨員になること、国会議員になること、政治活動や政治ポストへの就任、ビジネス活動、これらは全て禁止されることになった（第39条1、2、3、4）。また、現役の軍人は一部の軍事・司法関係のポストを除いて行政・司法ポストには就くことができなくなった（第47条第1項、第2項）。こうした文民ポストに就く場合には退役しなければならない（第55条第1項f）。国防大臣ポストのような政治ポストにも現役の軍人は就任することはできなくなり（第47条第2項解説）、国防大臣は文民が務めることが法律上、規定されたことになる。また、ビジネス活動の禁止に関連して、法律の施行から5年以内に国軍の所有するあらゆる事業体を接収することも移行規定で定められた（第76条第1項）。

#### （6）国防予算

1988年国軍法には言及のなかった国防予算に関する条項が、2004年国軍法では規定された。国軍が国防予算以外の資金を流用する問題は長年にわたる懸案事項であったからである。慢性的な国防予算不足は独立以来、軍が抱えてきた不満の一つであり、1950年代後半、地方の軍管区司令部では資金調達のために密輸が横行し、中央政府による密輸の禁止令は地方反乱の原因ともなった。スカルノ大統領はこうした軍の不満を抑えるために欧米諸国から接

収した企業・農園を軍に譲り渡し、それ以来、軍はビジネスから来る収入を予算外資金として使用するようになった。スハルト体制下であってもこの慣行は続き、予算外資金に軍が依存していたことは大きな問題となってきた。しかしながら、1997年の通貨危機以降、国軍が所有する企業の多くもその経営が傾いており、タイミングとしては軍ビジネスの廃止を定める良い時期であったと言える。また、インドネシア経済は次第に回復しつつあり、ビジネスを放棄する代わりに国防予算の増額を取り付けるという意味で、軍にとっても悪くない機会であった。

2004年国軍法では、上述した通り、軍ビジネスの廃止を定める一方で、軍の全ての支出が国防予算によって賄われることが定められた(第66条第1項)。これはすでに2002年国防法でも定められていたが(第25条第1項)、2004年国軍法では予算の手続きが明確化され、国防予算の要求は国防省が行うこと(第66条第2項解説)、国軍司令官はあらゆる国防費用が国防予算から支出されるよう予算案を国防大臣に提出すること(第67条第1項)、緊急の場合の予算も国防大臣が国会の同意プロセスを経た上で非常用予算から支出されること(第67条第2項解説)が定められた。また、国防予算の管理は国軍が担い(第68条第1項)、国軍は国防予算の管理で国防大臣に責任を負うこと(第68条第2項)、国防予算の管理については、グッド・ガバナンスのルールに照らして透明性、説明責任、責任、効率性の原則に基づいて行われるべきことが定められた(第68条第3項)。そして、国防予算の管理について会計検査院が監視と監査を行うことも明記された。

#### 第4節 文民統制における2002年国防法と2004年国軍法の意義と問題点

以上、2002年国防法と2004年国軍法の法律の条文を、1982年国軍法と1988年国軍法と比較しながら分析してきた。本節では、両法律が文民統制を確立する上で、どのような意義と問題点を持っているかを考察する。

## 1. 2002年国防法と2004年国軍法の意義

### (1) 大統領による一元的統制から多元的統制へ

表1は、1982年国防法及び1988年国軍法と2002年国防法及び2004年国軍法における条文の規定の違いを、国軍の統制に関わる文民アクターの権限と役割ごとにまとめたものである。

表1. 国防に関わる文民アクターの権限と役割の変化

	1982年国防法／1988年国軍法	2002年国防法／2004年国軍法
大統領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四軍の指揮の最高権力</li> <li>・国防治安の管理運営の最高権力</li> <li>・国防治安政策の決定</li> <li>・非常事態の宣言*1</li> <li>・戦争の宣言・和平調印*2</li> <li>・国軍司令官の任免</li> <li>・三軍の参謀長の任免</li> <li>・大佐以上の将校の昇進の決定</li> <li>・大佐以上の将校の退役の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国防システムの管理運営の権限と責任</li> <li>・総合的国防政策の決定</li> <li>・国軍兵力の出動・使用の権限と責任</li> <li>・国軍司令官の任免</li> <li>・三軍の参謀長の任免</li> <li>・大佐以上の将校の昇進の決定</li> <li>・大佐以上の将校の退役の決定</li> </ul>
国防(治安)評議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国防治安の研究</li> <li>・国防治安政策決定における大統領の補佐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的国防政策の決定における大統領の補佐</li> <li>・国軍の出動における大統領への助言</li> <li>・国防政策の研究、評価、策定</li> <li>・動員・動員解除の研究、評価、策定</li> <li>・政策リスクの研究、評価</li> </ul>
国防(治安)省／大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国防治安の管理運営における大統領の補佐</li> <li>・国防治安能力の整備・資源利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的国防政策の策定における大統領の補佐</li> <li>・総合的国防政策に基づく国防の実施に関する政策の決定</li> <li>・国防白書の作成</li> <li>・国際協力政策の決定</li> <li>・兵力の使用に関する総合的な政策の決定</li> <li>・予算、調達、人員採用、国家資源の管理、国防産業・国防技術に関する政策の決定</li> <li>・国家資源の運用の戦略計画の策定と実施</li> <li>・国防予算の国会への提出</li> <li>・緊急の国防支出の国会への提出</li> </ul>
国会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大統領による戦争宣言・和平調印への同意*3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大統領による兵力出動への同意（不同意の場合には出動の停止）</li> <li>・大統領による国軍司令官の任命への同意（不同意の場合には大統領は別の候補者を提出）</li> <li>・国防政策一般の実施に関する監視</li> <li>・国防の実施・管理に関する情報の要求</li> <li>・国防予算の審議・制定</li> <li>・緊急の国防支出への同意</li> </ul>
会計検査院		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国防予算の監視と監査</li> </ul>

\*1\*2\*3 大統領による非常事態の宣言、戦争の宣言・和平調印の権限、大統領による戦争の宣言・和平調印への国会の同意については憲法に明記されており、2002年国防法及び2004年国軍法からは削除された。  
 (出典) 2002年国防法及び2004年国軍法より筆者作成。



一目瞭然であるが、1982年国防法と1988年国軍法では大統領に権限が集中しており、他の文民アクターには国軍の統制に関する権限や役割はほとんどなかった。2002年国防法及び2004年国軍法では、大統領の権限そのものには大きな変更はないが、他の文民アクター、とりわけ国防省・国防大臣と国会に権限と役割が与えられるようになったことがわかる。このことの持つ意味は決して小さくない。インドネシアでは歴史的に大統領が国防・国軍に関する権限を独占してきた。特に大統領は国軍の人事権を握ることで、国軍組織をコントロールし、他の文民アクターは軍の統制には関わることができなかった。1982年国防法と1988年国軍法はそうした大統領による一元的統制という現実を法的に反映していた。しかし、民主化時代になると大統領による一元的統制で政軍関係を安定させることは難しくなる。大統領による一元的統制は、大統領と軍高官との個人的関係が悪化すると政軍関係全体にも影響が及ぶという不安定性を内包したものだからである。ハビビ大統領とメガワティ大統領は国軍との良好な関係を維持するために軍を「野放し」にしたことで、国軍改革を停滞させ、結果的に紛争地域での軍による暴力を助長した。軍の統制と国軍改革を進めようとしたワヒド大統領は軍高官との関係を悪化させ、それによって政軍関係の状態も最悪となった。もはや大統領による一元的統制は有効には機能しなくなり、ゆえに他の文民アクターも統制に参与させる多元的統制への移行は必然となった。

## (2) 役割分担の明確化と権限の制約

大統領による一元的統制から多元的統制になれば、それぞれのアクターの役割・権限を明確化し、チェック機能を持たせることも可能となる。1982年国防法と1988年国軍法では大統領に権限と役割が集中していたというだけではなく、それらは曖昧にしか定められておらず、権力の濫用につながった。こうした問題を克服することも、2002年国防法及び2004年国軍法において意図されている。

先の表1を見ると、国軍統制に関わる文民アクターの権限と役割がどのよ

うに分担されているかがわかる。

### 1) 大統領

「大統領は陸・海・空軍及び警察の四軍の最高指揮権を持つ」という文言がなくなり、代わりに「国軍兵力の出動権を有する」と定められることになった。「最高指揮権」という文言で意図されていることは必ずしも明確ではなかったため、それが出動権に代わることは大統領の権限を明確化し、同時に限定することにもなった。「指揮権」という文言が大統領の権限に含まれなくなったからである。また、大統領は総合的国防政策の決定及び政策実施の主体かつ責任者であり、国軍司令官及び三軍の参謀長の任免権を有しており、これらのことは大統領が引き続き軍の文民統制の最も重要な主体であることを意味している。

### 2) 国会

しかし、こうした大統領の権限と役割は国会によってチェックされることになった。国軍の出動と国軍司令官の任命については国会の同意を必要とする。国会が不同意の場合には、前者については大統領は出動を停止し、後者については大統領は別の国軍司令官候補を提案しなければならない。このように、出動権と人事権に一切の制約がなかった以前と比べて、大統領の国軍に対する権限を制約する役割が国会に与えられたことは大きい。同時に、国防政策一般についての監視や、国防予算の審議・制定及び緊急の国防支出への同意という財政的手段を通じての国軍のコントロールも重要である。

### 3) 国防省・国防大臣

国防大臣ポストは文民が担うことが明記され、文民の国防大臣の下で国防省は国防政策を立案・決定し、国防白書を作成し、予算・調達・人員採用・国防産業・国防技術の育成などの面でも国防省が権限を持つことが明記された。国防予算及び緊急の国防予算の国会への提出も国防大臣の役割として定められた。

#### 4) 会計検査院

国防予算が適切に執行されているかどうかを監視・監査する権限を会計検査院が有するという規定が国防・国軍関連の法律で初めて明記されることになった。予算執行の監視・監査は憲法にも定められているが、スハルト時代のインドネシアでは会計検査院の権限は有名無実となっていた。会計検査院の監査について改めて法律に明記することで、そこに実効力を持たせようとする意図を窺うことができる。

#### 5) 国防評議会

総合的な国防政策の決定と国軍の出兵において大統領を補佐し、助言を与えるのが国防評議会である。この役割に変更はないが、その構成員には変化があった。すなわち、1982年国防法では大統領を議長とし、国防治安大臣、国軍司令官、三軍の参謀長、警察長官、その他関連する省庁・政府機関のトップから構成されていたが、2002年国防法では国防評議会は議長としての大統領と常任委員・非常任委員で構成され、常任委員は副大統領、国防大臣、外務大臣、内務大臣、国軍司令官から成り、非常任委員は国防分野の専門家・社会团体や市民団体の代表者といった非政府系の人間を含む構成となった。1982年国防法の下では少なくとも5人はいた軍人が、2002年国防法の下では国軍司令官1人となり、専門家及び社会团体・市民団体という、政府・軍の高官ではない一般市民が5人入ることになった。総合的な国防政策の決定過程に一般市民も参与することが可能になり、文民統制にも少なからぬ意味を持つと考えられる。

#### (3) 民主的価値の尊重と国軍の「二重機能」廃止

国防政策は民主的価値や人道的権利に基づくものであり、国軍はそれらを尊重すると明記されたことは、2002年国防法と2004年国軍法が民主化移行過程において制定されたことの意味を反映している。2004年国軍法には「文民優位」の文言も入った。また、民主化時代の国軍はもはや「二重機能」を担ってはならないという考え方は国民的コンセンサスになっており、国軍が

その流れに抗うことはできなくなった。一部の軍事関連のポストを除き、現役軍人は行政ポストに就くことはできなくなり、政治活動も禁止され、政党党員や国会議員のような政治ポストにも就任することはできないと明記された。経済分野においてもビジネスへの関与が禁じられ、国軍が所有する企業・事業体の接収も盛り込まれた。政治・行政・経済への軍人の関与を廃止し、民主主義と文民優位に基づく専門職業的な軍隊を目指すことが謳われていると言えよう。

## 2. 2002年国防法と2004年国軍法の問題点

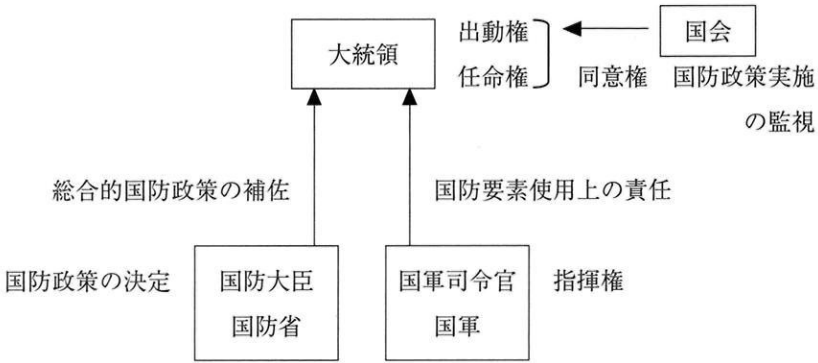
2002年国防法と2004年国軍法は、上で述べてきたようにポスト・スハルト期の民主化の流れに沿って新たな政軍関係を構築するために制定された。大統領による一元的統制から多元的統制へ、統制主体の権限と役割の明確化、民主的価値の尊重と「二重機能」の廃止という点では確かに両法律を評価することができる。しかしながら、これらの法律にはいくつかの問題点も存在する。

### (1) 国防大臣及び国防省と国軍との関係

最も大きな問題点は、国軍が国防省の傘下に入っていないということである。右の図1は、2002年国防法と2004年国軍法における大統領・国会・国防大臣（国防省）・国軍司令官（国軍）の関係性を示した概念図である。

この図を見ると、国防政策決定では大統領の下に国防大臣が従属し、国防要素の使用すなわち兵力の動員では大統領の下に国軍司令官が置かれていることがわかる。指揮権を有する国軍司令官は国軍兵力を動員する上で国防大臣を介することなく大統領に直接責任を負い、国防大臣には従属しない。このことは指揮及び国防実施面で大統領に対する国軍司令官の影響力が大きいことを意味し、大統領の政治的決定に国軍司令官が関与する可能性が高くなることを意味する。文民統制に関連して、サミュエル・ハンチントン (Samuel Huntington) が「同格型」と呼ぶタイプに近いものであるが、彼

図1. 大統領・国会・国防大臣（国防省）・国軍司令官（国軍）の関係性



(出典) 2002年国防法及び2004年国軍法より筆者作成。

はこの「同格型」について政策決定への関与の高さから「シビリアン・コントロールを握り崩す傾向がある」と述べている<sup>(注9)</sup>。そして、ハンチントンは「同格型」ではなく、「均衡型」においてシビリアン・コントロールはより効果的になると主張する。「均衡型」においては、大統領の下に国防大臣がおり、国防大臣は国防行政のみならず軍組織全体についても責任を持ち、軍のトップを政策決定に巻き込むことなく国防大臣が国防行政上の利益と軍事的利益とを調整し、均衡させることで効果的な文民統制が可能になるといふ<sup>(注10)</sup>。

2004国軍法の法案審議過程で、国軍を国防省の下に置くという議論がなかったわけではない。しかし、この提案には賛否両論があり、コンセンサスがつくれなかったため法案からは落とされる結果となった<sup>(注11)</sup>。代わりに、第3条第2項の解説の中で「将来的には国軍組織は国防省内に置かれる」との文言が盛り込まれたが、それは国防大臣の下に国軍司令官を置くことの重要性が理解されていることを示唆したものであると言える。いずれにせよ、国軍司令官の政治的影響力を抑える上でも国防省の傘下に国軍を置き、文民の国防大臣の下に国軍司令官を従属させるという制度を確立する必要がある

う。

## (2) 国軍司令官の権限と任免

2002年国防法と2004年国軍法の二つ目の問題点は、一つ目とも大いに関係しているが、国軍組織のトップポストである国軍司令官の権限の大きさである。国軍司令官の主要な権限は国軍の指揮及び国防政策の実施である。しかし、それらのみならず、国防政策の決定や軍事力の整備に関する助言・判断を国防大臣に与えるほか、国防予算の立案についても国防大臣の権限と重複している。国軍司令官の権限の範囲は指揮権に関する範囲に狭める必要性がある。

また、2004年国軍法の第13条第3項では「国軍司令官の任免は軍の組織的利害に基づいて行われる」と定められているが、これは問題を孕む条項である。大統領との個人的関係もしくは大統領の政治的利害に基づいて国軍司令官の任免が行われたり、国軍司令官の任命が大統領と国会との駆け引きの道具になることを懸念して盛り込まれたと考えられるが、「軍の組織的利害」を盾に軍が大統領による国軍司令官の任免を拒否したり、何らかの態度表明を行うといった政治的行動をとることに道を開きかねないからである。

## (3) 条文の曖昧さ

三つ目として、条文が曖昧であるために法律制定後で問題を生じさせたことである。ここでは軍ビジネスの問題を取り上げる。2004年国軍法では軍人がビジネス活動に携わることを禁じ、移行規定で法律の施行から5年以内に政府は軍が所有・経営するあらゆるビジネス活動を接収しなければならないことが定められた。しかし、軍のビジネス活動の範囲をどこまでとするかに関して条文の中で明確に定められなかったことで、国軍が所有する財団や協同組合まで含むのか含まないのか、そして軍人の家族はビジネス活動に携わってよいのかといった論争に発展した<sup>(注12)</sup>。特に、協同組合の接収については国軍側が大きな抵抗を示したことで議論は紛糾し<sup>(注13)</sup>、法律の実施に遅滞をもたらした。

おわりに

以上、2002年国防法と2004年国軍法について1982年国防法と1988年国軍法との比較の観点から分析し、文民統制を確立する上でどのような法制度がつくられたのか、そしてその問題点はどこにあるのかを探ってきた。大統領による一元的統制から多元的統制への転換、そして統制主体の権限と役割の明確化という点で、二つの法はスハルト時代の法制度を大きく変えようとするものであり、意義を持つが、他方で国軍が国防省の下に置かれず、国軍司令官が国防大臣に従属せず未だに大きな権限を有することが法的に認められた状態にあることは問題である。

しかし、こうした問題点を持ちながらも、2002年国防法と2004年国軍法は、歴史的に国軍が大きな権力を保持し続けてきたインドネシアにおいて、効果的な文民統制を実現していく上での第一歩となった。本稿では両法律の内容を中心に議論を展開したが、両法律の法案審議をめぐる政治過程を分析すること、そして両法律が定められたことで国防政策や国軍をめぐる政策決定過程に生じた変化について分析することは、今後の政軍関係と文民統制の展開という面でも、インドネシアの民主化プロセスの進展という面でも、重要性を持つことになろう。これらについては稿を改めて議論したい。

---

注

(注1) Bilveer Singh, *Civil-military Relations in Democratising Indonesia: The Potentials and Limits to Change*, Canberra: Strategic and Defense Studies Centre, Australian National University, 2001. Arif Yulianto, *Hubungan Sipil Militer di Indonesia Pasca Orba: Di Tengah Pusaran Demokrasi*, Jakarta: Raja Grafindo Persada, 2002.

- (注2) Dewi Fortuna Anwar dkk., *Gus Dur Versus Militer: Studi tentang Hubungan Sipil-Militer di Era Transisi*, Jakarta: Gransindo, 2002. 本名純「体制移行期の『大統領＝国軍』関係——文民統制の現状と展望」『インドネシアの政治・経済・社会の現状と見通し』（国際金融情報センター）2002年、65-77ページ。
- (注3) 本名純「政軍関係——弱まる軍への政治コントロール」『インドネシア総選挙と新政権の始動——メガワティからユドヨノへ』（松井和久・川村晃一）明石書店、2005年、317-342ページ。Sukardi Rinakit, *The Indonesian Military after the New Order*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2005.
- (注4) Marcus Mietzner, *Military Politics, Islam, and the State in Indonesia*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2009.
- (注5) *ibid.*, pp. 251-359.
- (注6) *ibid.*, p. 291.
- (注7) パンチャシラ (Pancasila) はスカルノが定めた建国5原則。「唯一神への信仰」、「インドネシア民族の統一」、「合議と英知によって導かれた民主主義」、「インドネシアの社会的公正」、「人道主義」の5つから成る。
- (注8) *Jakarta Post*, Sep. 2, 2004.
- (注9) サミュエル・ハンチントン (市川良一訳) 『軍人と国家』(上)、原書房、2008年、183ページ。
- (注10) 同書、182ページ。
- (注11) *Jakarta Post*, Aug. 19, 2004. *Jakarta Post*, Aug. 24, 2004. *Jakarta Post*, Sep. 4, 2004.
- (注12) *Kompas*, Dec. 30, 2006.
- (注13) *Kompas*, Oct. 30, 2008.

<参考文献リスト>

【論文】

Anwar, Dewi Fortuna dkk., *Gus Dur Versus Militer: Studi tentang Hubungan Sipil-Militer di Era Transisi*, Jakarta: Gransindo, 2002.



ハンチントン、サミュエル（市川良一訳）『軍人と国家』（上）、原書房、2008年（1978年刊の新装版）。Samuel P. Huntington, *The Soldier and State: The Theory and Politics of Civil-Military Relations*, Cambridge: The Belknap Press of Harvard University Press, 1964.

本名純「体制移行期の『大統領＝国軍』関係——文民統制の現状と展望」『インドネシアの政治・経済・社会の現状と見通し』（国際金融情報センター）、2002年、65-77ページ。

本名純「政軍関係——弱まる軍への政治コントロール」『インドネシア総選挙と新政権の始動——メガワティからユドヨノへ』（松井和久・川村晃一）、明石書店、2005年、317-342ページ。

Mietzner, Marcus, *Military Politics, Islam, and the State in Indonesia*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2009.

Rinakit, Sukardi, *The Indonesian Military after the New Order*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2005.

Singh, Bilveer, *Civil-military Relations in Democratising Indonesia: The Potentials and Limits to Change*, Canberra: Strategic and Defense Studies Centre, Australian National University, 2001.

Yulianto, Arif, *Hubungan Sipil Militer di Indonesia Pasca Orba: Di Tengah Pusaran Demokrasi*, Jakarta: Raja Grafindo Persada, 2002.

## 【法律】

*Undang-undang No. 20 Tahun 1982 tentang Ketentuan-ketentuan Pokok Pertahanan Keamanan Negara Republik Indonesia.*

*Undang-undang No. 2 Tahun 1988 tentang Prajurit Angkatan Bersenjata Republik Indonesia.*

*Undang-undang No. 3 Tahun 2002 tentang Pertahanan Negara.*

*Undang-undang No. 34 Tahun 2004 tentang Tentara Nasional Indonesia*

**【新聞】**

*Jakarta Post*

*Kompas*

## 【付録1】

### 国防に関する法律2002年第3号

(前文省略、本文は全訳、解説は抄訳)

#### 第一章 総則

第1条 本法律では、以下の通りとする。

1. 国防とは、民族と国家の一体性に対する脅威と障害から、国家主権、インドネシア共和国の領域的一体性、全民族の安全を維持するためのあらゆる営為である。
2. 国防システムとは、国民、領土、その他の国家資源全体に関わる包括的な性格を持ち、政府によって早期に準備され、総体的に統合的に方向付けられ、あらゆる脅威から国家主権及び領域的一体性と全民族の安全を確立するために継続して行われる防衛システムである。
3. 国防の実施とは、国防政策を実施するためのあらゆる活動である。
4. 国防の管理運営とは、国防の計画、遂行、監督、統制に関わる戦略及び政策レベルにおけるあらゆる活動である。
5. 主要要素とは、インドネシア国軍であり、防衛任務を遂行するために待機する。
6. 予備要素とは、主要要素の力と能力を拡大し、強化するために動員される国家資源である。
7. 補助要素とは、主要要素と予備要素の力と能力を高めるために使用され得る国家資源である。
8. 国家資源とは、人的資源、天然資源、人工資源である。
9. 天然資源とは、元のままの形で国防の利益のために利用され得る土壌や水、空気中に含まれる潜在力である。
10. 人工資源とは、国防の利益のために効率性を高めた天然資源のことである。
11. インフラストラクチャーと国家資本とは、国益を保護する上で国防の利益のための補助装置として利用され得る、人間の知的エネルギーの成果である。
12. 国民とは、インドネシア共和国国民である。
13. 国会とは、インドネシア共和国国会である。
14. 大臣とは、国防分野に責任を有する大臣である。
15. 司令官とは、インドネシア国軍司令官である。
16. 軍の参謀長とは、陸軍参謀長、海軍参謀長、空軍参謀長である。

#### 第二章 本質、基礎、目的、機能

第2条 国防の本質は、国民の権利と義務への意識と力それ自身への確信に

基づいて実施される、全体的性格を持ったあらゆる国防営為である。

### 第3条

第1項 国防は、民主主義の原則、人権、公共の福祉、生活環境、国の法律の規定、国際法と国際慣行、及び平和共存と善隣友好の原則に基づいて編成される。

第2項 国防は、群島国家としてのインドネシアの地政学的状況に考慮して編成される。

第4条 国防の目的は、あらゆる形態の脅威から国家主権、インドネシア統一共和国の領域的一体性、全民族の安全を守ることである。

第5条 国防の機能は、一個の防衛部隊としてインドネシア統一共和国の領域的一体性を確立し、維持することである。

### 第三章 国防の実施

第6条 国防は、国家と民族の能力・予防力を建設し、築き、あらゆる脅威を克服する営みを通じて実施される。

### 第7条

第1項 第6条でいうところの国防について、政府はこれを実施し、国防システムを通じて早期に整える。

第2項 軍事的脅威に直面した際、国防システムに基づいて主要要素としてのインドネシア国軍が配置され、それは予備要素と補助要素の支援を受ける。

(解説) 軍事的脅威とは、国家主権、国の領域的一体性、全民族の安全を危険に晒す能力を持つと評価される組織的な武力を利用した脅威である。とりわけ、以下のような形をとり得る。

- a. 国家主権、国の領域的一体性、全民族の安全に対する武力を利用した他国からの攻撃、あるいは、その他の形・方法をとった攻撃であり、以下に挙げるものである。
  - 1) インドネシア統一共和国の領域に対する他国の武力による攻撃の形をとった侵攻。
  - 2) インドネシア統一共和国の領域に対する他国の武装軍による他の武器を利用した爆撃。
  - 3) 他国の武装軍によるインドネシア統一共和国の港、海岸、空域の封鎖。
  - 4) インドネシア国軍の陸軍部隊、海軍部隊、空軍部隊に対する他国の武装軍による攻撃。
  - 5) 条約に基づいてインドネシア統一共和国の領域内にあるものの、その行為または存在が条約の規定に反する他国の武力。
  - 6) インドネシア統一共和国に対する攻撃を行うための準備地域とし

て領域を利用することをある国が許可すること。

7) インドネシア統一共和国の領域で暴力行為を行うための、あるいは上記のような行為を行うための他国による武装集団あるいは傭兵の派遣。

- b. 非商業用の船舶や航空機を利用した他国による領域侵犯。
- c. 軍事機密を調査したり、獲得しようとする他国によるスパイ活動。
- d. 民族の安全を危険に晒すような、重要な軍事機関や死活的に重要な国家的対象物を破壊する活動。
- e. 国際的なテロ・ネットワークによって行われる、もしくは国内のテロリズムまたは過激化した国内のテロリズムとの協力の下に行われる、国家主権、国の領域的一体性、全民族の安全が危険に晒されるような武装テロ行為。
- f. 武装反乱。
- g. 武装した社会集団間の内戦。

第3項 非軍事的脅威に直面した際、国防システムに基づいて主要要素として国防外の政府機関が配置され、直面する脅威の形態と性格に従って、それは他の要素や民族勢力の支援を受ける。

## 第8条

第1項 予備要素は、国民、天然資源、人工資源、国家的インフラストラクチャー及び国家資本から成り、それらは主要要素を拡大し、強化するために動員される。

第2項 補助要素は、国民、天然資源、人工資源、国家的インフラストラクチャー及び国家資本から成り、それらは直接的・間接的に主要要素及び予備要素の力と能力を向上させ得る。

第3項 第1項及び第2項でいうところの予備要素及び補助要素については、法律でこれを定める。

## 第9条

第1項 全ての国民は、国防を実施する上で国の防衛營為に参加する権利と義務を持つ。

第2項 第1項でいうところの国の防衛營為への国民の参加は、以下のよう实施方式される。

- a. 国民教育
- b. 義務の形で課せられる軍事訓練
- c. 志願もしくは義務の形で国軍軍人としての勤務
- d. 職業に沿った勤務

第3項 国民教育、義務の形で課せられる軍事訓練、職業に沿った勤務に関する規定については、法律でこれを定める。

## 第10条

第1項 国軍はインドネシア統一共和国の防衛装置としての役割を持つ。

第2項 国軍は陸軍、海軍、空軍から成る。

第3項 国軍は以下のような国防政策を実施する任務を負う。

a. 国家主権と領域的一体性を保全する。

b. 民族の名誉と安全を守る。

c. 戦争以外の軍事作戦を行う。

(解説) 軍事作戦には基本的に戦争のための軍事作戦と戦争以外の軍事作戦がある。軍事作戦は軍の部隊によって行われる計画された活動であり、標的・時間・場所・兵站支援は詳細な計画を通じて定められる。戦争以外の軍事作戦とは、社会奉仕活動、社会の治安秩序維持任務における国家警察に対する支援、文民政府に対する支援、航海・航空の安全確保、捜索救援活動の支援、避難支援、自然災害の被害への対処である。戦争以外の軍事作戦は、要請及び、もしくは法律の規定に基づいて行われる。

d. 地域的平和と国際的平和を守る任務に積極的に参加する。

第11条 国防装置としての国軍の組織編成、任務、機能については、法律でこれを定める。

## 第四章 国防システムの管理運営

第12条 国の統治の一機能としての国防システムの管理運営は、国益を守り、国防分野における国家政策を支援することをその目的とする。

(解説) 国益とは、パンチャシラと1945年憲法に基づくインドネシア統一共和国の堅持であり、また開発と国家の目的を実現するために継続して行われる円滑かつ安全な国家開発を保障することである。国益は以下のルールに留意しながら実現される。

1. パンチャシラと1945年憲法に基づくインドネシアの社会生活、民族、国家のルール。

2. 継続性と環境ビジョン、群島理論に基づいた国家強韌性を持ち、国家開発を通じて行われる国家目標を実現させるための営為。

3. 利用されるインフラは、全体的に統合的に利用される国家的な力、その潜在力の全てである。

## 第13条

第1項 大統領は国防システムの管理運営の権限を持ち、その責任を負う。

第2項 第1項でいうところの国防システムの管理運営において、大統領は国防システムの計画、実施、監視の指針となる総合的な国防政策を決定する。

## 第14条

第1項 大統領は国軍兵力を出動させる権限を有し、その責任を負う。

(解説) 軍事作戦における国軍兵力の出動権限は、ただ大統領に存する。

第2項 第1項でいうところの武装した脅威に対処するために国軍兵力を出動させる上で、大統領は国会の同意を得なければならない。

(解説) 武装した脅威とは、国家主権、領域の一体性、全民族の安全を脅かす国内外からの組織的で武装した集団による営為・活動である。

第3項 武装した脅威に直面する差し迫った状況においては、大統領は国軍兵力を直接的に出動させることができる。

第4項 第3項でいうところの国軍兵力の直接的な出動においては、大統領は最も遅くても2×24時間以内に国会に対して同意を求めなくてはならない。

(解説) 兵力出動の決定後、2×24時間以内である。

第5項 第3項でいうところの出動に国会が同意しない場合には、大統領は軍事作戦の出動を停止する。

#### 第15条

第1項 第13条第2項でいうところの総合的な国防政策を決定する上で、大統領は国防評議会の補佐を受ける。

第2項 第1項でいうところの国防評議会は、総合的な国防計画とあらゆる国防構成要素の出動を決定する上で、大統領に助言を与える機能を持つ。

第3項 上の機能を果たす上で、国防評議会は以下のような任務を有する。

a. 国防の実施を支援する上で、省庁、非省庁の政府機関、国民及び国軍が各々の任務と責任を果たすことができるように、統合的な国防政策を研究し、評価し、策定する。

b. 動員と動員解除の面で、国防構成要素の出動に関する統合的政策を研究し、評価し、策定する。

c. 定められる政策のリスクを研究し、評価する。

第4項 第1項でいうところの国防評議会は、大統領が議長を務め、同等の権利と義務を持つ常任委員と非常任委員から構成される。

第5項 常任委員は、副大統領、国防大臣、外務大臣、内務大臣、国軍司令官から構成される。

第6項 非常任委員は、直面する問題に沿って必要と思われる政府及び非政府の高官から構成される。

第7項 常任委員及び非常任委員は大統領によって任命される。

(解説) 非常任・非政府系委員は5人であり、国防分野の専門家、社会組織、市民団体から成る。

第8項 第1項でいうところの国防評議会の組織編成と業務規定について

は、大統領決定でこれを定める。

#### 第16条

第1項 国防大臣は国防省を統括する。

第2項 国防大臣は総合的な国防政策を策定する上で大統領を補佐する。

第3項 国防大臣は大統領が決定した総合的な政策に基づいて国防の実施に関する政策を決定する。

第4項 国防大臣は国防白書を作成し、当該分野における二国間の、地域的な、国際的な協力政策を決定する。

(解説) 国防白書とは、全体的な国防政策の表明であり、相互の信頼感を醸成し、紛争の火種を無くするために、国防大臣はこれを刊行し、国内的にも国際的にも社会に周知させる。

第5項 国防大臣は、国軍及び他の国防要素の兵力の使用に関する総合的な政策を決定する。

第6項 国防大臣は、国軍及び他の国防要素が必要とする予算、調達、人員採用、国家資源の管理運用、防衛技術・防衛産業の整備をめぐる政策を決定する。

第7項 国防大臣は、省の指導部や他の政府系機関と協力して、防衛の利益のために国家資源の管理運用の戦略計画を策定し、実施する。

#### 第17条

第1項 大統領は国会の同意を得て国軍司令官の任免を行う。

第2項 第1項でいうところの国軍司令官の任命は、参謀長またはその経験者である国軍高級将校から任命される。

第3項 大統領は国軍司令官の提案を受けて参謀長の任免を行う。

(解説) 参謀長の任命にあたり、国軍司令官は最低でも2人の候補者を提出する。

第4項 第1項と第3項でいうところの国軍司令官と参謀長の任免手続きについては、大統領決定でさらに定める。

#### 第18条

第1項 国軍司令官は国軍を指揮する。

第2項 国軍司令官は戦略計画、軍事作戦、軍の職務と軍事力の整備を行い、警戒を維持する。

第3項 国軍司令官は法律に基づいて軍事作戦を実施する上で、全ての国防要素を使用する権限を有する。

第4項 国軍司令官は国防要素の使用において大統領に責任を負い、国防大臣と協力して国軍の必要物資を補充する。

第19条 国防機関の権限外の非軍事的脅威に直面した場合には、担当機関の指導部と調整して対処する。



## 第五章 国防能力の整備

### 第20条

第1項 本法律でいうところの国防システムの実施のために、国防能力の整備が目指される。

第2項 国防能力を向上させるために利用され得る人的資源、天然資源、人工資源、価値、テクノロジー、資金といったあらゆる国家資源については、政令でこれを定める。

(解説) 国防システムに関連した価値とは、以下のものを指す。

- a. パンチャシラと1945年憲法に含まれる価値。
- b. サプタ・マルガ、軍人宣誓、国軍ドクトリンに含まれる価値。
- c. 戦う民族としての価値。
- d. 相互扶助の価値。
- e. インドネシア民族の必要性に合った新しい価値。

第3項 第1項でいうところの国防能力の整備に留意しなければならない地域開発については、政令でこれを定める。

第21条 あらゆる天然資源・人工資源の利用は、継続性と多様性の原則と生活環境の生産性に留意して行われなければならない。

### 第22条

第1項 インドネシアの地域は、社会の権利と法律の規定に留意して国防能力の整備のために活用され得る。

第2項 戦略的恒常的な軍事機関及び軍事訓練として利用される地域については、政令でこれを定める。

### 第23条

第1項 国防能力の向上において、政府は国防分野における産業とテクノロジーの研究・発展を行う。

第2項 第1項でいうところの任務を遂行する上で、国防大臣は国防産業の成長を後押しし、促進する。

## 第六章 監視

### 第24条

第1項 国会は国防政策一般の実施に対して監視を行う。

第2項 国会は国防の実施及び管理について情報を求めることができる。

## 第七章 国防費

### 第25条

第1項 国防費は国家予算から支出される。

第2項 国防費は、国軍及び他の国防要素を建設し、育成し、発展させ、使用することを目的として使われる。

## 第八章 移行規定

第26条 本法律の施行にあたり、本法律に基づく新しい実施規定が制定されないうちは、また既存の規定が本法律と矛盾しない限りにおいて、国防に関する既存の全ての実施規定は有効である。

第27条 既存の国防実施要素である組織や部局は、本法律における規定に基づいて新しい組織や部局と替わるまで有効である。

## 第九章 附則

第28条 本法律の施行をもって、以下の法律は廃棄される。

国防治安に関する法律1982年第20号及び、同法律の変更に関する法律1988年第1号。

第29条 本法律は法制化の日付をもって施行される。何びとも官報の掲載を通じて本法律の法制化を知り、これを周知させること。

2002年1月8日

## 【付録 2】

### インドネシア国軍に関する法律2004年第34号

(前文を含む本文は全訳、解説は抄訳)

- a. インドネシアの国家的目的は、全民族と祖国インドネシアを守り、公共の福祉を増進し、民族生活の知的水準を向上させ、独立と永遠平和と社会正義に基づく世界秩序の実現に参与することにある。
- b. 国防は、民族と国家の一体性に対する軍事的脅威及び武装した脅威から国家主権を堅持し、インドネシア統一共和国の領域的一体性と全民族の安全を維持することである。
- c. インドネシア統一共和国の防衛装置としてのインドネシア国軍は、国家主権を堅持し、領域的一体性を維持し、全民族の安全を守り、戦争のための軍事作戦及び戦争以外の軍事作戦を遂行し、地域の平和及び国際平和を実現する任務に積極的に参加するために国防政策を遂行する任務を負う。
- d. インドネシア国軍は、民主主義の価値と原則、文民優位、人道的権利、国内法の規定及び、すでに批准された国際法の規定を参照しつつ、透明性を持ち、説明責任のある形で管理される国家予算の支援を受けて、国の政治的利益に従って専門職業的に建設され、発展される。
- e. インドネシア共和国軍人に関する法律1988年第2号は、改革と民主主義の要求や社会の法意識の発展に後押しされて、「インドネシア共和国国軍」(Angkatan Bersenjata Republik Indonesia) から「インドネシア国軍」(Tentara Nasional Indonesia) へと発展的に変わった、その変化にもはや合致せず、それゆえにこの法律は改正される必要性がある。
- f. 国防に関する法律2002年第3号(インドネシア共和国官報2002年第3号、インドネシア共和国官報補第4169号)は、国軍に関する法律の規定の設置を指示している。
- g. 上の a, b, c, d, e, f でいうところの判断に基づいて、国軍に関する法律を策定する必要がある。
  1. 1945年憲法の第5条第1項、第10条、第11条第1項、第12条、第20条、第22条、第22条A、第27条第3項、第30条、
  2. 国軍と国家警察の分離に関する国民協議会決定2000年第6号及び、国軍と国家警察の役割に関する国民協議会決定2000年第7号、
  3. 国防に関する法律2002年第3号(インドネシア共和国官報2002年第3号、インドネシア共和国官報補第4169号)、を鑑みて、インドネシア共和国国会とインドネシア共和国大統領の同意の下に、インドネシア国軍に関する法律を定めることをここに決する。

## 第一章 総則

第1条 本法律では、以下の通りとする。

1. 国家とは、パンチャシラと1945年憲法に基づくインドネシア統一共和国である。
2. 国民とは、インドネシア共和国国民である。
3. 政府とは、インドネシア共和国政府である。
4. 領域とは、法律の規定に基づくインドネシア統一共和国の全領域である。
5. 国防とは、民族と国家の一体性に対する脅威と障害から国家主権を堅持し、インドネシア統一共和国の領域的一体性を維持し、全民族の安全を守るためのあらゆる営為であり、それは群島国家としてのインドネシアの地政学的状況を考慮して編成される。
6. 国防システムとは、国民、領域、その他の国家資源全体に関わる包括的な性格を持ち、政府によって早期に準備され、総体的に統合的に方向付けられ、あらゆる脅威から国家主権を堅持し、インドネシア統一共和国の領域的一体性を維持し、全民族の安全を守るために継続して行われる防衛システムである。
7. 国軍とは、インドネシア国軍である。
8. 国防省とは、国防分野における政府の機能を実施する機関である。
9. 国防大臣とは、国防分野における責任を担う大臣である。
10. 国軍司令官とは、国軍を指揮する軍の最高位の将校であり、以下では司令官とする。
11. 軍とは、陸軍、海軍、空軍である。
12. 軍参謀長とは、陸軍参謀長、海軍参謀長、空軍参謀長である。
13. 軍人とは、国軍人員である。
14. 軍務とは、国軍軍人としての国民の奉仕である。
15. 志願軍人とは、自ら望んで軍務に就く国民である。
16. 徴募軍人とは、法律の規定に基づいて義務付けられたゆえに軍務に就く国民である。
17. 学徒軍人とは、軍人になるための最初の教育を受けている国民である。
18. 最初の教育とは、基本的な軍人教育を通じて国軍人員になる学徒軍人を形成するための教育である。
19. 軍人形成のための教育には、階級別の教育を通じて、兵卒が下士官になるための教育と下士官が将校になるための教育がある。
20. 軍部 (Militer) とは、法律の規定で定められた戦争を行う国家の軍事力である。
21. 軍隊 (Tentara) とは、軍事的脅威及び武装した脅威に対処すること

- を目的に、国防任務を行うために準備され、武装された国民である。
22. 脅威とは、国家主権、国家領域の一体性、全民族の安全を脅かす、もしくは危険に晒すと認識された国内外からのあらゆる営為・活動である。
  23. 軍事的脅威とは、ある国の他国に対する、軍部によって行われる脅威である。
  24. 武装した脅威とは、武装勢力の運動から来る脅威である。
  25. 武装運動とは、武装敵対行為を行うことで合法的な政府に対して反抗する、ある国の国民の一集団の運動である。

## 第二章 アイデンティティ

第2条 国軍のアイデンティティは以下のとおりである。

- a. 国民の軍隊、すなわちその人員がインドネシア国民であるところの軍隊である。
- b. 戦士の軍隊、すなわちその任務を遂行し、全うする上で決して屈することなく、インドネシア統一共和国を堅持するために戦う軍隊である。
- c. 国家的軍隊、すなわち地方、エスニック・グループ、宗教集団の利益の上に国益を置いて任務を行うインドネシアの民族的軍隊である。
- d. 専門職業的軍隊、すなわち良く訓練され、教育され、装備された軍隊であり、それは現実政治やビジネスに関わることなく、その福祉は保障され、民主主義の原則、文民優位、人道的権利、国内法の規定、すでに批准された国際法の規定を遵守する国の政治的政策に従う。

(解説) 専門職業的軍隊とは、軍装備の使用に熟達し、優れた運動能力を持ち、戦闘装備の使用に熟達し、測定的に任務を遂行することができ、説明責任の価値を満足させる軍隊である。そのために、軍隊は他の軍の武器や装備を使用する訓練を受け、戦術的軍事演習の訓練を受け、科学技術とテクノロジーの教育を受け、武器や装備を備え、軍人の福祉が政府によって保障され、その結果、戦闘能力に熟達することが望まれる。軍隊は現実政治に関わらないとは、民主主義、文民優位、人道的権利の原則や国内法、すでに批准した国際法の規定を重んずるという形で軍隊が国政に参与するということを意味する。文民優位とは、民主主義の原則に従って総選挙の結果を通じて国民に選ばれた国家指導者に付随する政治的権力のことである。国軍との関係において、文民優位とは国家機構の意思決定プロセスを通じて大統領が決めたいかなる政策にも国軍が従うことを意味する。

## 第三章 地位

第3条

- 第1項 軍事力の動員及び使用においては、国軍は大統領の下に置かれる。
- 第2項 防衛政策・防衛戦略及び行政的支援においては、国軍は国防省の

調整の下に置かれる。

(解説) 国防省の調整の下に置かれるのは、国防の管理運営、予算案の策定、調達、人員採用、国家資源の管理運用及び、国軍と他の国防要素が必要とする防衛産業・テクノロジーの育成などを含む戦略計画に関連したあらゆることである。他方で、教育、訓練、兵力の準備など国軍の軍事力の整備、軍事ドクトリンは国軍司令官の下に置かれ、国軍司令官は軍参謀長の補佐を受ける。国防の管理運営の効果と効率性を達成するために、将来的に国軍組織は国防省内に置かれることになる。

#### 第4条

第1項 国軍は、陸軍、海軍、空軍から成り、その任務は各々もしくは国軍司令官の指揮の下に統合して行う。

第2項 第1項でいうところの各軍はひとしく平等の地位を有する。

### 第四章 役割、機能、任務

#### 第一部 役割

第5条 国軍は防衛分野における国家装置であり、その任務を遂行する上で国の政策と政治的決定に基づく。

(解説) 国の政策と政治的決定とは、法規定に従って協議会や作業部会のような、政府と国会との間の業務上の関係メカニズムを通じて政府と国会とが共同で定めた政策のことである。

#### 第二部 機能

#### 第6条

第1項 国家の防衛装置としての国軍は以下のような機能を有する。

- a. 国家主権、領域的一体性、民族の安全への国内外からのいかなる形の軍事的脅威もしくは武装した脅威に対する防衛。
- b. 第1項 a でいうところのいかなる形の脅威にも対処すること。
- c. 治安の混乱による国の治安状況の回復。

第2項 第1項でいうところの機能を行う上で、国軍は国防システムの主要な要素である。

#### 第三部 任務

#### 第7条

第1項 国軍の主要な任務は、民族と国家の一体性に対する脅威と障害から、国家主権を堅持し、パンチャシラと1945年憲法に基づくインドネシア統一共和国の領域的一体性を維持し、祖国インドネシア及び全民族を守ることである。

(解説)

- a. 武力を用いた侵攻とは次に挙げるものである。
  1. 武力を用いた侵攻。

2. 他の武器を用いた爆撃。
  3. 港、海岸、空域あるいはインドネシア統一共和国の全領域の封鎖。
  4. 陸・海・空軍部隊に対する他国の武装攻撃。
  5. 合意された規定あるいは条約に反する、インドネシア統一共和国領域内における外国の武力の存在あるいはその行動。
  6. インドネシア統一共和国に対して攻撃あるいは侵攻を行うために他国がその領域の利用を許可すること。
  7. インドネシア統一共和国の領域内で暴力行為を行うための武装集団あるいは傭兵の派遣。
  8. 大統領が決定したその他の脅威。
- b. 他国による領域の侵犯。
  - c. 武装反乱すなわち合法的政府に反抗する武装運動。
  - d. 重要機関や死活的に重要な国家的対象に対する破壊活動。
  - e. 軍事機密を調査したり、獲得しようとする他国によるスパイ活動。
  - f. 国際的なテロリストによって行われる、もしくは国内のテロリストとの協力によって行われる、または国内のテロリストによって行われる武装テロ行為。
  - g. インドネシアの国家的管轄下にある海もしくは空における治安への脅威。次のような形をとって行われる。
    1. 海賊または強奪行為。
    2. 民族の安全を脅かす武器、銃弾、爆発物その他の材料の密輸。
    3. 密漁もしくは海洋資源を盗む行為。
  - h. 民族の安全を脅かし得る社会集団間の紛争。
- 第2項 第1項でいうところの主要任務は以下の通りである。
- a. 戦争のための軍事作戦。
  - b. 戦争以外の軍事作戦、すなわち以下を指す。
    1. 武装した分離主義運動の鎮圧。
    2. 武装した反乱の鎮圧。
    3. テロ活動の鎮圧。
    4. 国境地域の治安維持。
    5. 戦略的性格を有し、死活的に重要な国家的対象の安全確保。
    6. 外交政策に従った世界平和任務の遂行。
    7. 大統領と副大統領及びその家族の安全確保。
    8. 全体的な国防システムに従い、早期に防衛地域とその支援勢力を活性化すること。
    9. 地方における統治任務の支援。
- (解説) 特に自然災害の被害対策、インフラの復旧を行い、ストラ

イキや社会紛争の問題に対処すること。

10. 法律で定められた社会の治安秩序維持任務における国家警察の支援。
11. インドネシア滞在中の外国政府首脳及び代表団クラスの国家的賓客の安全確保の支援。
12. 自然災害の被害への対処、避難や人道的支援の補助。
13. 事故における捜索救援活動の補助。
14. 海賊、強奪、密輸に対する航海及び航空の安全確保面での政府への支援。

第3項 第2項でいうところの規定は、国の政策と政治的決定に基づいて行われる。

第8条 陸軍の任務は以下の通りである。

- a. 防衛分野における陸上での国軍任務を遂行する。
- b. 他国との陸続きの国境地域の治安を守る国軍任務を遂行する。
- c. 陸軍力の建設と発展において国軍任務を遂行する。
- d. 陸上防衛地域を活性化させる。

第9条 海軍の任務は以下の通りである。

- a. 防衛分野における海域での国軍任務を遂行する。
- b. 国内法及びすでに批准した国際法の規定に従い、国家的司法管轄権の範囲における海域の法を確立し、その治安を維持する。
- c. 政府が定めた外交政策を支援する上で海軍の外交任務を遂行する。
- d. 海軍力の建設と発展において国軍任務を遂行する。
- e. 防衛海域を活性化させる。

第10条 空軍の任務は以下の通りである。

- a. 防衛分野における空域での国軍任務を遂行する。
- b. 国内法及びすでに批准した国際法の規定に従い、国家的司法管轄権の範囲における空域の法を確立し、その治安を維持する。
- c. 空軍力の建設と発展において国軍任務を遂行する。
- d. 防衛空域を活性化させる。

## 第五章 姿勢と組織

### 第一部 姿勢

第11条

第1項 国軍の姿勢は、あらゆる軍事的脅威及び武装した脅威に対処するための国防の姿勢の部分として形成され、整えられる。

第2項 第1項でいうところの国軍姿勢は国防政策に従って形成され、整えられる。



## 第二部 組織

### 第12条

第1項 国軍組織は、陸軍司令部、海軍司令部、空軍司令部を傘下に置く国軍司令部から成る。

第2項 国軍司令部は、統括要素、統括補佐要素、サービス要素、中央実施局、作戦主要指令部から成る。

(解説) 作戦主要指令部は国軍中枢部にあたり、国軍司令官の指揮の下に置かれる。

第3項 軍司令部は、統括要素、統括補佐要素、サービス要素、中央実施局、指導主要指令部から成る。

(解説) 指導主要指令部は各軍を指導する機能を持ち、軍参謀長の指揮の下に置かれる。

第4項 第1項における国軍組織の編成については、大統領令によってこれを定める。

### 第13条

第1項 一人の国軍司令官が国軍を指揮する。

第2項 第1項でいうところの国軍司令官は、国会の同意を得た後、大統領によって任免される。

(解説) 国会の同意は、経歴に基づき道徳・人格面での強い根拠や判断材料に基づいて出された見解である。

第3項 国軍司令官の任免は、国軍の組織的利益に基づいて行われる。

第4項 第3項でいうところの国軍司令官ポストは、三軍の参謀長または参謀長経験者である現役の高級将校が代わる代わる就任することができる。

第5項 第3項でいうところの国軍司令官の任命に際して、大統領は国会の同意を得るために一人の候補者を提出する。

第6項 大統領が選んだ国軍司令官候補者に対する国会の同意は、国軍司令官候補者同意願が国会によって受理されてから、国会の休会期を除いて、遅くとも20日以内に行われる。

第7項 第5項と第6項でいうところの大統領が提案した候補者に国会が同意しない場合には、大統領は代替案として別の候補者一人を提出する。

第8項 大統領が提案した国軍司令官候補者に国会が同意しない場合は、国会は不同意の理由を説明する書面を提出する。

第9項 第7項でいうところの回答を国会が提出しない場合には、同意したものと見なされ、大統領は新しい国軍司令官を任命し、前の国軍司令官を辞めさせる権限を有する。

第10項 第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項、第

9項でいうところの国軍司令官の任免のルールについては、大統領決定でさらに定める。

#### 第14条

第1項 一人の参謀長が各軍を統括し、参謀長は国軍司令官の下に置かれ、国軍司令官に責任を負う。

第2項 軍参謀長の任免は、国軍司令官の提案で大統領が行う。

第3項 第2項でいうところの軍参謀長は、階級と経歴を考慮して当該軍の現役の高級将校から任命される。

第4項 第2項と第3項でいうところの軍参謀長の任免のルールについては、大統領決定でこれを定める。

第15条 国軍司令官の任務と義務は以下のとおりである。

1. 国軍を指揮する。
2. 国防政策を実施する。
3. 軍事戦略を実施し、軍事作戦を遂行する。
4. 国軍ドクトリンを発展させる。
5. 軍事作戦の利益のために国軍の軍事力を使用する。
6. 国軍の軍事力を整備し、警戒態勢を維持する。
7. 国防政策を決める上で国防大臣に判断を与える。
8. 国軍及びその他の防衛要素の必要を満たす政策を決める上で国防大臣に判断を与える。
9. 国防の利益のために国家資源の管理運用の戦略計画をまとめ、それを実施する上で国防大臣に判断を与える。
10. 軍事作戦の利益のために動員された予備要素を使用する。
11. 軍事作戦の利益のために準備された補助要素を使用する。
12. 法規定に従って、その他の任務と義務を遂行する。

第16条 軍参謀長の任務と義務は以下の通りである。

1. 各軍の軍事力整備と作戦準備面で軍を統括する。
2. 各軍の姿勢、ドクトリン、戦略及び軍事作戦に関する政策を策定するにあたり、国軍司令官を補佐する。
3. 軍の必要性に応じて、国防要素の利用面で国軍司令官を補佐する。
4. 国軍司令官が与えた他の軍ごとの任務を遂行する。

### 第六章 国軍兵力の出動と使用

#### 第一部 出動

#### 第17条

第1項 国軍兵力の出動の権限及び責任は大統領に存する。

第2項 第1項でいうところの国軍兵力の出動について、大統領は国会の同意を得なければならない。

## 第18条

第1項 軍事的脅威及び、あるいは武装した脅威に直面した差し迫った状況においては、大統領は直接的に国軍兵力を出動させることができる。

第2項 第1項でいうところの国軍兵力の直接的出動において、出動の決定が出されてから2×24時間以内に、大統領は国会に報告しなければならない。

第3項 第1項及び第2項でいうところの出動に国会が同意しない場合は、大統領は国軍兵力の出動を停止しなければならない。

### 第二部 使用

## 第19条

第1項 国軍兵力の使用の責任は国軍司令官に存する。

第2項 第1項でいうところの兵力の使用について、国軍司令官は大統領に責任を負う。

## 第20条

第1項 戦争における軍事作戦を遂行する上での国軍兵力の使用は、法規定に従い、国防実施の利益のために行われる。

第2項 戦争以外の軍事作戦を遂行する上での国軍兵力の使用は、法規定に従い、国益を後押しする上で、及び、あるいは国防の利益のために行われる。

第3項 世界平和任務への国軍兵力の使用は、インドネシアの外交政策と国際法の規定に従って行われる。

### 第七章 軍人

#### 第一部 基本規定

第21条 軍人は法規定で定められた条件を満たすインドネシア国民であり、軍務に就くために権限のある高官によって任ぜられる。

第22条 軍人は志願軍人と徴募軍人から成る。

## 第23条

第1項 志願軍人は勤務義務で軍務に就く。

第2項 第1項でいうところの規定については、政令でさらに定める。

## 第24条

第1項 徴募軍人は勤務義務に基づいて軍務に就く。

第2項 第1項でいうところの規定については、政令でさらに定める。

## 第25条

第1項 軍人は以下のような軍の人間である。

a. 唯一絶対なる神への信仰を有する。

b. パンチャシラと1945年憲法に基づくインドネシア統一共和国に忠実である。

- c. 道徳的であり、法及び法規定に従う。
- d. 規律を持ち、上司に忠実である。
- e. 責任感を持ち、軍としての義務を遂行する。

第2項 第1項でいうところの軍人は、軍人宣誓を表明する義務がある。  
第26条

第1項 軍人は将校、下士官、兵卒の階級集団に分けられる。

第2項 第1項でいうところの階級集団については、国軍司令官決定でさらに定める。

第27条

第1項 全ての軍人は、権限を合法化するものとして階級を与えられ、軍のヒエラルキーへの責任を課せられる。

第2項 階級には、その性格に従い、以下のような違いがある。

- a. エフェクティブ・ランクは、軍務に就いている軍人に与えられるもので、行政的結果を完全に与えられる。
- b. ローカル・ランクは、一時的にそれを担うためにより高位の階級が必要とされる任務、及び特殊ポストに就いている軍人に対して、そのポストの任務の遂行する上で合法性を確保するために一時的に与えられる。行政的結果は与えられない。
- c. 名義上のランクは、国軍関連の特定の軍事ポストの任務を遂行する必要がある、及びその準備をしている国民に一時的に与えられる。そのポストに就いている限りにおいて限定的に行政的結果を与えられる。

第3項 第2項でいうところの階級の編成、呼称、調和については、国軍司令官決定でさらに定める。

## 第二部 任命

第28条

第1項 軍人になるための一般的条件は以下のとおりである。

- a. インドネシア国民である。
- b. 唯一絶対なる神への信仰を持つ。
- c. パンチャシラと1945年憲法に基づくインドネシア統一共和国に忠実である。
- d. 軍人に任官する際の年齢が18歳以上である。
- e. 国家警察における書類上の犯罪歴がない。
- f. 心身ともに健康である。
- g. 法的効力のある裁判所判決に基づく軍人としての権利を喪失していない。
- h. 国軍人員になる学徒軍人を育成するための最初の教育に合格している。
- i. 必要に応じて他の条件。

第2項 第1項でいうところの条件については、国防大臣決定でさらに定める。

#### 第29条

第1項 軍人に任ずるための教育は、将校教育、下士官教育、兵卒教育から成る。

第2項 第1項でいうところの教育の実施については、国軍司令官決定でさらに定める。

#### 第30条

第1項 将校は以下を通じて成る。

a. 一般人の場合には将校に成るための最初の教育を受ける。

1. 上級学校からの場合には、国軍大学校。

2. 上級学校及び師範学校からの場合には、士官学校。

b. 下士官から将校に成るための教育を受ける。

第2項 第1項でいうところの将校教育については、国軍司令官決定でさらに定める。

#### 第31条

第1項 下士官は以下を通じて成る。

a. 一般人の場合には下士官に成るための最初の教育を受ける。

b. 兵卒から下士官に成るための教育を受ける。

第2項 第1項でいうところの下士官教育については、国軍司令官決定でさらに定める。

#### 第32条

第1項 兵卒は、一般人の場合には兵卒の最初の教育を受けて成る。

第2項 第1項でいうところの兵卒教育は、国軍司令官決定でさらに定める。

#### 第33条

第1項 将校は国軍司令官の提案で大統領によって任官される。

第2項 下士官と兵卒は国軍司令官によって任官される。

第3項 第1項と第2項でいうところの規定は、政令によってさらに定める。

#### 第34条

第1項 軍人は任官の際に軍人宣誓を行う。

第2項 将校は任官の際に軍人宣誓及び将校宣誓を行う。

第3項 第1項と第2項でいうところの任官ルールと宣誓に関する規定は、国軍司令官決定によってさらに定められる。

#### 第35条 軍人宣誓は以下の通りである。

アッラーに対して誓い、約束する。パンチャシラと1945年憲法に基づくイ

インドネシア統一共和国に忠実であり、法に従い、軍人としての規律を堅持し、上司に忠実であり、命令あるいは決定を拒否せず、インドネシア共和国と国軍への完全なる責任感をもって、あらゆる義務を遂行し、あらゆる軍事機密を固く守ることを。

第36条 将校宣誓は以下の通りである。

アッラーに対して誓い、約束する。パンチャシラと1945年憲法に基づくインドネシア統一共和国とインドネシア民族に対して最善に将校としての義務を全うし、将校としての品位と尊厳を堅持し、軍人宣誓及びサプタ・マルガを高く戴き、模範と意図を示して部下を指導し、真直ぐで正しい道へと彼らを導き、国と民族を守るために犠牲になることも厭わないことを。

### 第三部 義務と禁止

第37条

第1項 軍人宣誓にあるような国防営為を行うために、軍人は民族と国家から与えられた信頼を尊ぶ義務がある。

第2項 国の安全のために、軍務を終えた全ての軍人あるいは何らかの理由で軍人に任ぜられなかった学徒軍人は、名誉をもって辞める、あるいは名誉無くして辞めるにかかわらず、軍事機密を固く守らなければならない。

第38条

第1項 任務と義務を遂行する上で、軍人は軍人倫理規定及び将校倫理規定を指針とする。

第2項 第1項でいうところの倫理規定については、国軍司令官決定でさらに定める。

第39条 軍人は以下に関わることを禁じられる。

1. 政党黨員になること。
2. 政治活動。
3. ビジネス活動。
4. 総選挙で立法府議員として選出されること及び、他の政治ポストに就くこと。

### 第四部 指導

第40条

第1項 全ての軍人は任務の要求に応じて軍の制服、付属物、装備、道具を身に付ける。

第2項 第1項でいうところの規定については、国軍司令官決定でさらに定める。

第41条

第1項 全ての軍人は軍の利益を考慮して特定の条件を満たす教育や任務

を通じて、その能力を伸ばす機会を与えられる。

第2項 第1項でいうところの規定については、国軍司令官決定でさらに定める。

#### 第42条

第1項 全ての軍人は、軍の利益を考慮して特定の条件を満たす経歴のパターンに合わせ、実績に基づいて階級及び、もしくはポストを上昇させる機会を得る。

第2項 第1項でいうところの規定については、国軍司令官決定でさらに定める。

#### 第43条

第1項 大佐及び高級将校の階級の昇進は、国軍司令官の提案で大統領が決定する。

第2項 第1項でいうところ以外の階級の昇進については、国軍司令官が決定する。

#### 第44条

第1項 直接的に命を賭して任務を遂行した軍人や任務の範囲を超えて功績を上げた軍人は、特別の昇格が与えられる。

第2項 第1項でいうところの規定については、政令で定める。

第45条 国軍司令官、各軍参謀長以外の国軍組織のポストの任免については、国軍司令官決定で定める。

#### 第46条

第1項 国軍組織における特定のポストには、文民公務員が就くことができる。

第2項 第1項でいうところの規定については、国軍司令官決定で定める。

#### 第47条

第1項 軍人が文民ポストに就くことができるのは、軍人の職を辞した後、または退役した後である。

第2項 現役の軍人が就くことができるのは、政治治安調整部局、国防部局、大統領軍事秘書官、国家諜報局、国家暗号局、国防研究所、国防評議会、国家捜索救援局、国家麻薬取締局、最高裁判所におけるポストである。

(解説) 現役軍人が就くことのできるポストには、国防大臣職その他の政治ポストは含まれない。

第3項 第2項でいうところの軍人のポストへの就任は、省庁及び非省庁系政府部局の指導部の要請に基づくものであり、省庁及び非省庁系政府部局で施行されている行政規定に従うものとする。

第4項 第2項でいうところの軍人のポストへの任免は、省庁及び非省庁

系政府部局の組織的必要性に応じて行われる。

第5項 第2項でいうところのポストに就く軍人の経歴形成は、省庁及び非省庁系政府部局の指導部と協力して国軍司令官が行う。

第6項 第2項、第3項、第4項でいうところの規定については、政令で定める。

第48条 職務の一時的な停止は、法規定に基づいて当該職務の任免権限を持つ高官が行う。

#### 第五部 福祉

第49条 全ての国軍軍人は相応しい収入を得る権利を持ち、国家予算のうちの国防費から全てを支出される。

第50条

第1項 軍人及び学徒軍人は、以下のような軍の基本的必需品を与えられる。

- a. 個々の装備
- b. 勤務時の制服

第2項 軍人及び学徒軍人は、以下のような勤務上のサービスとケアを受けられる。

- a. 相応しい給与
- b. 家族手当
- c. 住宅／寮／宿舍
- d. 健康ケア
- e. 精神修養と宗教サービス
- f. 法的支援
- g. 健康保険
- h. 老後手当
- i. 軍事作戦任務のための保険

第3項 軍人の家族は、以下のようなケアを受けられる。

- a. 健康ケア
- b. 精神修養と宗教サービス
- c. 法的支援

第4項 第2項 a でいうところの相応しい給与とは、現役軍人に毎月ルーティンで与えられるものであり、以下から成る。

- a. 給料、これは勤務期間に応じて定期的に引き上げられる。
- b. 家族手当
- c. 作戦手当
- d. 職務手当
- e. 特別手当



f. 副菜金または現物

第5項 第1項、第2項、第3項、第4項でいうところの規定については、政令でさらに定める。

#### 第51条

第1項 名誉をもって職を辞した軍人は、退役後もサービスとケアを受ける。

第2項 第1項でいうところの退役後のサービスとケアは、年金、年金としての性格を持つ手当、退職金、健康ケアを含む。

第3項 第1項、第2項でいうところの規定については、政令でさらに定める。

第52条 法規定に従い、軍人と学徒軍人は国家への功績に基づいて国家勲章を受ける権利を持つ。

### 第六部 軍務の終了

第53条 軍人は、将校であれば最高58歳まで、下士官及び兵卒であれば最高53歳まで軍務を行う。

第54条 軍人は、名誉をもって、もしくは名誉無くして職を辞す。

#### 第55条

第1項 軍人は次の場合には名誉をもって職を辞す。

- a. 自らの申し出による。
- b. 勤務義務期間の終了による。
- c. 退職による。
- d. 身体的精神的条件を満たさなくなったことによる。
- e. 戦死、死亡、死去による。
- f. 文民公務員への異動による。
- g. 法規定に基づいて現役軍人が就くことのできない職務に就く場合。
- h. 勤務上の利益への特別の判断に基づく場合。

第2項 軍務への勤務期間が20年に達した軍人は、第1項hでいうところの特別の判断に基づいて、早期に退役することができる。彼には退役後の権利が完全に与えられる。

第3項 第1項と第2項でいうところの規定については、政令で定める。

#### 第56条

第1項 戦死または死亡した軍人の権利は、相続人に与えられる。

第2項 第1項でいうところの規定については、政令で定める。

第57条 軍事作戦任務中に、もしくは軍事作戦ではない軍務中に、重度・中度・軽度の障害を負った軍人の権利については、政令で定める。

#### 第58条

第1項 任務遂行中に敵対行為もしくはその他の暴力のために、あるいは

それらによると見られる理由で部隊に戻ることができなくなった軍人は、消息不明者と宣言され、捜索されなければならない。

第2項 第1項でいうところの軍人が1年以上消息不明の場合には、彼は名誉除隊となり、法規定に基づいて戦死した軍人が与えられるのと同等の権利が相続人に与えられる。

第3項 第1項でいうところの軍人が生きている状態で発見された場合、消息不明を宣言される以前の地位に再び任ぜられる。相続人が受け取った権利は清算される。

第4項 第1項、第2項、第3項でいうところの消息不明宣言とその撤回については、国軍司令官決定で定める。

#### 第59条

第1項 大佐及び高級将校の軍務の免職は、大統領決定で行われる。

第2項 第1項でいうところ以外の免職は、国軍司令官決定で定められる。

#### 第60条

第1項 軍事非常事態及び戦争状態に直面した際には、軍務を終えた全ての志願軍人・徴募軍人は現役に復帰し得る。

第2項 第1項でいうところの義務については、法律でこれを定める。

#### 第61条

第1項 名誉をもって軍務を免職となった軍人は、現役時に得た勲章を国家儀礼あるいは軍の儀礼に出席する際に身に付ける権利がある。

第2項 第1項でいうところの規定の実施については、大統領決定で定める。

#### 第62条

第1項 現実に軍または国軍の規律を損ないかねない性格を持つ場合には、及び、もしくはそのような行為を行った場合には、名誉無くして免職される。

第2項 将校に対する第1項でいうところの免職は、将校名誉評議会の意見を考慮した上で行われる。

第3項 第1項、第2項でいうところの決定については、政令でさらに定める。

#### 第63条

第1項 軍人の婚姻、離婚、復縁は、法規定に基づいて行われる。

第2項 第1項でいうところの実施については、国軍司令官決定で定める。

### 第七部 司法規定

第64条 国防実施の利益のために、政府は軍法を整備し、発展させる。

#### 第65条

第1項 学徒軍人は軍人に施行されている法の規定に従う。

第2項 軍人は、軍刑法に違反した場合には軍事法廷で裁かれ、法律で定められた一般の刑法に違反した場合には一般法廷で裁かれる。

第3項 第2項でいうところの一般裁判所の権限が機能しない場合には、軍人は法規定で定められた裁判所の権限下に服する。

## 第八章 国防費

### 第66条

第1項 国軍は、国家予算のうちの国防予算から、その費用が支出される。

第2項 第1項でいうところの予算要求は、国防省が行う。

### 第67条

第1項 国軍の予算を充足させる上で国軍司令官は国家予算から全面的に支出されるよう国防大臣に提案する。

(解説) 軍事力の整備と使用の任務を実施するための国軍予算の充足は、すべて国防省が提出した国家予算を通じて支出される。

第2項 差し迫った性格の軍事作戦の予算の充足については、国軍司令官は国家予算のうちの非常用予算から支出するよう国防大臣に予算を提出する。

(解説) 任務の遂行に必要な差し迫った性格の軍事作戦の予算の充足は、すべて国防省が提出し、国会の同意プロセスを経て、非常用予算から支出される。

第3項 第2項でいうところの補助については、国防大臣は国会に対して同意を求める。

### 第68条

第1項 国軍は政府によって配分された国防予算を管理運営しなければならない。

第2項 第1項でいうところの国防予算の管理運営について、国軍は国防大臣に責任を負わなければならない。

第3項 第2項でいうところの国軍による国防予算の管理運営については、グッド・ガバナンスのルールに照らして、透明性、説明責任、責任、効率性の原則に基づいて行わなくてはならない。

第4項 国軍による国防予算の管理運営については、法規定に基づいて実施される。

第69条 国軍による国防予算の管理運営については、会計監査院がその監視と監査を行う。

## 第九章 機関関係

### 第70条

第1項 国軍と国内の部局・機関との関係と協力は、国防における国軍任務の遂行の利益に基づく。

第2項 外国との関係と協力は、作戦任務、技術協力、教育訓練の枠組みで行われる。

第3項 第1項と第2項でいうところの関係と協力は、国防分野における政策に基づいて実施される。

#### 第十章 移行規定

第71条 本法律が施行された際に、第53条でいうところの退役年齢に関する規定は次のように定められる。

- a. 退役年齢が将校の場合には最高で58歳、下士官と兵卒の場合には最高で53歳という規定は、本法律が法制化された日に退役を表明していない国軍軍人に適用される。
- b. aでいうところの規定の実施については、以下のように段階的に定める。
  1. 年齢が満55歳以下の将校は、最高で56歳まで軍務期間が設けられる。
  2. 年齢が満54歳未満の将校は、最高で57歳まで軍務期間を設けられる。
  3. 年齢が満53歳未満の将校は、最高で58歳まで軍務期間を設けられる。
  4. 年齢が満48歳以下の下士官・兵卒は、最高で53歳まで軍務期間を設けられる。

第72条 本法律が法制化された日に、国軍軍人に関する法律1988年第2号に基づいて軍務中に身柄を拘束されていた将校は、軍務における拘束期間が終了するまで、その規定が適用される。

第73条 本法律の施行の際に、国軍に関するあらゆる実施規定は、本法律と矛盾しない限りにおいて、また本法律に従い改正されない限りにおいて適用される。

#### 第74条

第1項 第65条の規定は、軍事裁判所に関する法律が新しく施行された際に適用される。

第2項 新しい軍事裁判所法がつくられない限り、軍事裁判所に関する法律1997年第31号の規定に従う。

#### 第75条

第1項 本法律のあらゆる実施規則は、本法律の施行から遅くとも2年以内に定められる。

第2項 国軍の姿勢、組織、構造、主要任務、権限に関連するあらゆる呼称、名称、用語については、本法律の規定に沿って、本法律の施行から遅くとも2年以内に変更されなければならない。

#### 第76条

第1項 本法律の施行から5年以内に、政府は国軍が直接的及び間接的に所有・経営するあらゆるビジネス活動を接収しなければならない。

第2項 第1項の実施に関する更なるルール・規定は、大統領決定で定められる。

#### 第十一章 附則

第77条 本法律の施行で、国軍軍人に関する法律1988年第2号（インドネシア共和国官報1988年第4号、インドネシア共和国官報補第3368号）は廃棄される。

第78条 本法律は法制化の日付をもって施行される。何びとも官報の掲載を通じて本法律の法制化を知り、これを周知させること。

2004年10月16日